

令和8年第1回（3月）佐々町議会定例会 会議録 （2日目）

1. 招集年月日 令和8年3月3日（火曜日） 午前10時00分
2. 場 所 佐々町役場 3階 議場
3. 開 議 令和8年3月4日（水曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	須藤敏規君	2	棚橋優汰君	3	黒田龍之介君
4	井上智恵美君	5	中川由美恵君	6	山之内英樹君
7	横田博茂君	8	永田勝美君	9	長谷川忠君
10	川副剛君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	濱野 互君	副 町 長	濱田能久君	教 育 長	富野 毅君
総務理事兼 庁舎建設室長	大平弘明君	総務課長	落合健治君	税財政課長	藤永大治君
住民福祉課長	松本典子君	保険環境課長	宮原良之君	多世代包括支援 センター長	松尾直美君
企画商工課長	中道隆介君	建設課長	上野靖一郎君	農林水産課長	金子 剛君
水道課長	安達伸男君	会計管理者	藤永尊生君	教育次長	井手守道君
農業委員会事務局長	作永善則君				

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	荒木洋介君	議会事務局書記	山下 愛君

8. 本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

- (1) 7番 横田 博茂 議員（一問一答）
- (2) 3番 黒田 龍之介 議員（一問一答）

- 日程第3 議案第3号 佐々町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件
- 日程第4 議案第4号 佐々町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件
- 日程第5 議案第5号 佐々町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件
- 日程第6 議案第6号 佐々町中小企業振興資金融資資金損失補償条例廃止の件
- 日程第7 議案第7号 佐々町学校給食に関する条例制定の件
- 日程第8 議案第8号 附属機関の設置に関する条例の一部改正の件
- 日程第9 議案第9号 佐々町辺地総合整備計画策定の件
- 日程第10 議案第10号 道路認定に関する件（町道スタンドシティ浜迎線）

9. 審議の経過

（10時00分 開議）

— 開議 —

議長（川副 剛 君）

皆さんおはようございます。

本日は、令和8年3月第1回佐々町議会定例会の本会議の2日目です。

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議長（川副 剛 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、4番、井上智恵美君、5番、中川由美恵君を指名します。

— 日程第2 一般質問（横田 博茂 議員） —

議長（川副 剛 君）

日程第2、一般質問を昨日に引き続き行います。

それでは、質問通告書の順に発言を許可します。

一問一答方式により、7番、横田博茂議員の発言を許可します。

7番。

7 番（横田 博茂 君）

おはようございます。7番、横田です。それでは、通告書に基づき質問させていただきます。

まず、佐々川沿い歩道整備と北部地域活性化構想について伺います。

私は、佐々川沿い全てに安全な歩行空間を整備し、町内を縦断して人々が安心して歩くことができる環境を実現したいと考えています。さらに、将来的には吉井町との境付近にトイレを備えた休憩所を整備し、歩くことや憩いの空間としての価値を高めていきたいと思っております。

ります。

現在、佐々川沿いには町道区間、河川管理用通路区間が混在していますが、特に北部地域においては未舗装の河川管理用通路が残っており、安全性や快適性の面で課題があると感じています。一方で、現状の未舗装状態であれば車両も通行可能であり、最低限の利用はできているという側面もあります。つまり、費用をかけなければ使えるが、安全性や快適性は十分ではないというジレンマの状態にあると認識しています。この点を踏まえ、質問をいたします。

ここでいう北部地域の未舗装区間は、神田の正興寺橋からさざんか団地につながる区間を指しております。

現在の佐々川沿い通行区間について伺います。

北部地域に残る未舗装区間は、河川管理用通路として整理されていると認識していますが、舗装されていないことによる通行性や安全性の面について、どのような課題があるかと認識されているかを伺います。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

おはようございます。議員の御質問のとおり、佐々川の正興寺橋から上流部分に神田市瀬橋のところ、未舗装区間があります。当該部分は、河川管理用通路として長崎県が管理しておりますが、未舗装のため雨天時に歩きにくいなど通行面で影響があることや、防護柵がないため安全面に課題もあると考えております。

そこで、以前神田市瀬橋のほうから右岸側と左岸側について、以前、長崎県議会議員を通じて舗装をお願いした経緯がありますが、道路の舗装が実現できずに至っているところでございます。

議 長（川副 剛 君）

7番。

7 番（横田 博茂 君）

現状の認識は理解をいたしました。問題の本質は未舗装であることそのものよりも、この区間を町としてどう扱うのかが決まっていない、そこにあるのではないかと感じています。

そこで、次に未舗装路の考え方について伺います。ここが最も重要な点です。

河川管理用通路として整備をした場合、舗装を行えば、原則として車両は通行できなくなります。一方で、地域住民の通行や散策利用が一定程度見られる現状を踏まえ、町道として認定すれば、車両も歩行者も安全に通行できる環境を整備することが可能になります。ただし、町道認定には整備費用や維持管理費用という町の財政負担が伴います。これまで整備が進まなかった背景には、この財政負担への懸念があったのではないかと推測しています。

しかしながら、長期的に見れば、舗装により除草作業の負担軽減など、維持管理面でのメリットも生まれ、何より町民にとっては安全性向上という大きな利益があります。

そこで伺います。

北部未舗装区間について、今後は、1、町道として位置づけ直し、車両・歩行者ともに安全に通行できる道路として整備をするのか。2、河川管理用通路として未舗装のまま、車両・歩行者とも利用を認める現状運用を継続するのか。3、河川管理用通路として舗装整備は行うものの車両通行は制限し、歩行者中心の利用とするのかといった複数の選択肢が考えられます。

町として、将来的な整理を検討すべき段階に来ているのではないかと考えますが、どの方向

を目指すのか、町長の見解をお伺いいたします。

議長（川副 剛 君）
町長。

町長（濱野 互 君）

今、議員がおっしゃったとおり、三つの方向性というのがありますけども、議員の御質問についてですが、まず1番目の町道として整備する場合には、前提条件として、町と県で管理協定を結ぶ必要があります。佐々川は長崎県が管理して、その堤防敷についても長崎県が管理しているところがほとんどでございますので、町と県で管理協定を結ぶ必要があります。メリットとして、道路構造令の基準により、アスファルト舗装、防護柵、側溝等を整備するため、通行性や安全性が確保されますが、デメリットとして、町で整備及び今後の維持管理を行うこととなりますので、多額の費用がかかり、財政的な課題があります。

続きまして、2番目の河川管理用通路として未舗装のままとした場合ですが、デメリットとしては、先ほど説明されたとおり、神田町内会で草刈りをされたり、雨天時に歩きにくい、防護柵がないなど課題がありますが、メリットとして、車両・歩行者とも通行できる状況になります。

3番目の長崎県が河川管理用通路として舗装する場合は、メリットとして、河川管理者の県が舗装整備を行うため、町の財政負担は発生しませんが、デメリットとして、河川管理用の通路となるため、歩行者中心の利用となります。車止めを設置することとなりますので、車両通行は制限されてしまうということです。

現在のところは課題の整理に時間を要するため、町としては、2番目の現行のまま、歩行者も車両も通行できる状況を継続する考えですが、北部地域におかれましては、この未舗装部分の整備以外にも複数の要望があっており、その中には、今回の未舗装部分の管理用通路に近接する町道川添線拡幅、旧第三保育所付近のところなんですけども、その舗装について、拡幅について要望もあっておりますので、限られた予算で地元と調整し、計画的に事業を行う必要があると考えているところでございます。

議長（川副 剛 君）
7番。

7番（横田 博茂 君）

財政の課題があることは理解をしています。しかし、この課題は突然出てきたものではありません。元同僚議員も以前から必要性を訴え、既に5年、10年という期間が経過しています。北部地域に未整備区間が残り続けている現状は、地域の利用価値や活力の低下にもつながっているのではないかと感じています。ここから、さらに先送りが続くのであれば、町としての意思が見えないと受け止められても仕方がないのではないのでしょうか。

今回、私が申し上げているのは、単に整備を要望しているという話ではありません。未舗装のまま現状運用を続けるのとことでしたが、未舗装のまま維持するという判断は、財政負担を伴わないという意味では理解はできますけれども、一方で、安全対策が十分でない状態を容認し続けるという町の政策判断なのだとは私は受け止めます。

重要なのは、この課題は最近生まれたものではなく、長年認識されてきたにもかかわらず、これまで明確な方向性が整理されないまま、今日に至っているという事実です。

先ほどからの北部未舗装区間の方向性については、町として、将来的な整理が必要な段階に来ているのではないかと認識の話をさせていただきました。そして、現状ではそのまま

いきたいとの考えをお聞きしました。しかし、今後の利活用を考えるのであれば、まず、北部未舗装区間の町道認定を含めた基盤整備を進めることが前提になると考えています。

今後、仮に一定の整備が進むことになれば、その先にはもう一段階上の視点、すなわち利活用の視点が必要になってくるのではないのでしょうか。

佐々川沿いは本町にとって貴重な水辺空間であり、散策や健康づくり、交流の場としての可能性を十分に持っています。町内全体では、人口減少や地域活動の縮小といった課題が見られる中であって、北部地域では子どもの数が増加傾向にあり、地域活動も比較的活発に行われています。だからこそ、こうした環境資源を生かした取組を進めることは、北部地域の活性化をさらに後押しする上で大きな意義を持つものと考えます。

その際に重要になるのが、滞在性を高める拠点の存在です。長距離を歩く利用者や高齢者の方々にとって、休憩できる場所やトイレの存在は安心感につながり、利用の継続性にも大きく影響します。もちろん、直ちに大規模な施設整備を求めるものではありません。将来的な利用状況や整備の進捗を見ながら、段階的に検討していくという考え方も十分理解できますし、それで結構です。しかしながら、将来構想として何も位置づけがなければ、議論そのものが進まないのも現実であります。

そこで伺います。

新町長となりました。北部エリアの吉井町との境付近において、将来的にトイレを備えた休憩所等の整備を行うことは、佐々川沿い空間の利活用促進や北部地域の活性化という観点から、一定の意義があると考えますが、町として今後の可能性をどのように認識されているのか、町長の見解を伺います。

議 長（川副 剛 君）
町長。

町 長（濱野 互 君）

先ほどの、町が舗装するとなりますと、舗装した部分だけの管理ではなくて、護岸の部分まで町が管理しないといけないということになりますので、もし大雨で護岸が崩れてしまうと、町のほうが復旧しないといけないという制約がありますので、現状のままをお願いをしたいということでございます。とはいえ、県議会議員並びに県に対して要望をしてまいりたいというふうに思っているところです。

それから、北部地域についての、トイレの整備についてですけど、本町の中央を流れる佐々川は町のシンボリックな河川であり、また、今後の本町のまちづくりを考える上でも外すことができない、重要な自然環境であると思っております。また、日頃、町民の皆様が健康づくりや憩いの場として、河川沿いを散策されている姿は、町としましても、大変、長寿社会にとってうれしく感じるところでございます。

吉井町との境付近にトイレを備えた休憩所等の整備につきましては、これまで議会でも一般質問され、答弁させていただいております。トイレを備えた休憩所等の整備には多額の費用がかかり、現在の財政面でも厳しい状況の中、国、県の補助金があればよかったですのですが、該当する事業がないということで状況は変わっておらず、大変申し訳なく思っております。また状況が変わり、補助事業が活用できるような状況になればよいのですが、現状ではなかなか難しいので、御理解いただきたく、よろしくお願いをいたします。

住民の皆様が、快適で心豊かな生活を送られるための支援というのは、今後もしっかり考えていかなければならないと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（川副 剛 君）

7番。

7 番（横田 博茂 君）

財政面の課題があることも、調整が必要であることも理解しております。しかし、一方で、今回の議論を通じて明らかになったことは、この課題は技術的にできない問題ではなくて、町としてどの方向を選ぶかという意思決定の問題にあるという点だと思います。未舗装のまま現状を維持するという選択も一つ、河川管理用通路として歩行者中心に整備するという選択も一つ、そして町道としての位置づけ、利便性と安全性を高めていくという選択もあります。どれを選ぶかによって、北部地域の将来の姿は大きく変わります。私はまず、北部未舗装区間の町道認定を含めた基盤整備を進め、その上で将来的に休憩所整備へとつなげていくという流れこそが、町全体の地域間の均等ある発展を図る上でも、北部地域の活性化、町民の安全性向上、健康づくりのいずれの観点から見ても、最も合理的であると考えています。

すぐに結論が出る課題ではないことは承知しております。しかし、少なくとも今後の検討の中でどの方向を目指すのか、整理すべき段階に来ているという認識は共有できたものと受け止めております。今後の前向きな整理と判断を期待し、この質問を終わります。

次に、文化会館の今後の在り方についてお聞きします。

文化会館のような施設は、全国どこの自治体においても、運営面、財政面の両方で厳しさを抱えている施設であることは事実です。一方で、だからといって直ちに不要と判断すべき施設だとは考えておりません。重要なのは、残すかなくすかではなく、どう生かし、どう使い切るかという視点だと考えます。その前提で順に伺います。

文化会館は、利用の在り方や運営の工夫は必要であるとしても、町にとって不要な施設として、整理や廃止を前提に議論すべきものではなく、今後も町の中で一定の役割を担い続ける施設であると考えています。

そこで伺います。

執行部としても、文化会館は今後も生かしていくべき施設であるという認識に立っているのか、基本的な考えをお聞かせください。

議長（川副 剛 君）

町長。

町長（濱野 互 君）

議員がおっしゃるとおり、文化施設については一つしかございませんので、貴重な存在だというふうに思っております。ただし、老朽化の問題が非常にあるということで、本町の文化会館は昭和59年11月に開館をいたしました。客席数は大ホールが668席、中ホールが約150席が収容できる、町内唯一の文化施設です。

御質問の廃止等を町の方針として聞かれたのか分かりませんが、県北地域の文化施設としては、佐世保市のアルカスSASEBOや平戸市文化センター等、収容1,500人を超えるホールがありますが、平戸市は座席移動型の体育館併用型であり、本町の文化会館のように、中規模で座席固定のホールがあるのは、ほかに松浦市と佐世保市の江迎地区文化会館インフィニタスのみでございます。

本町の文化会館の大ホールは、音響設備や音響反射板が設置されており、特に演劇や音楽会などでは、遠方からの利用者からも使いやすい施設として好評でございます。町内の文化グループ等の発表や学校行事等においても使いやすく、コンパクトなまちである佐々町において、私の考えとしては、文化会館はこのまちに適した規模の文化の活動、発信拠点として、今後も

活用し続けなければならない施設であると認識しておりますが、老朽化問題があるということでございます。

議 長（川副 剛 君）

7 番。

7 番（横田 博茂 君）

私は、必要だというほうの立場で今質問をしております。

文化会館は、単に整理や縮小を前提とする施設ということではなく、今後も活用していく施設であるという認識が確認できました。しかし、一方で文化会館には課題があることも事実です。

そこで伺います。

現在の文化会館について、利用者の偏り、維持管理費、老朽化といった点を含め、どのような課題認識を持っているのか、現状認識をお聞かせください。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

本町の文化会館、先ほど申し上げましたとおり、昭和59年に建設され、平成12年に屋根・外壁、空調、音響の大規模な改修工事を行っております。しかしながら、25年が経過し、一部では雨漏り、それから設備の不具合が出てきており、維持管理の範囲内で修繕を行っておりますが、今後、大規模な改修工事が必要になると考えております。また、環境面、地球温暖化対策という観点から、施設照明のLED化を行う必要もございます。

利用の偏りという面においては、町内や町外の団体において、多種多様な芸術・文化活動に利用されております。また、旧北松地区の中でも好立地であることから、研修や文化公演などの利用や、民間企業における展示会等にも活用いただいている現状でございます。しかし、駐車場や老朽化に問題があると思っておりますが、利用者数は減少してきているという現実がありますので、新しい視点での利活用を研究していく必要があると考えております。

議 長（川副 剛 君）

7 番。

7 番（横田 博茂 君）

今後の大規模な改修工事の予定や、利用者の減少という課題があることについて理解いたしました。老朽化の課題については、後ほど、最後の質問でさせていただきます。

では、今後も変わらず活用していく上で、問題提起として、これまでの使い方が、社会環境や人口構成の変化に十分対応できていない点にあると考えます。

従来のように、公演や発表のための特別な施設としてだけ捉えるのではなく、例えば、平日の空き時間を活用した学習や交流の場、子育て世代や高齢者が日常的に集える機能、ほか施設では代替できない地域活動の受け皿、防災や地域支援と結びついた活用など、すなわち日常的に人が出入りする施設へと発想を転換する余地があると考えています。

そこで伺いますが、文化会館について、利用拡大や複合的な活用を前提に、期間や内容を限定した試行的な取組も含め、具体的な生かし方を検討していく考えがあるのかをお聞かせください。

議長（川副 剛 君）

教育長。

教育長（富野 毅 君）

文化会館につきましては教育委員会管轄でございますので、利用方法につきまして、私のほうから答弁させていただきたいと思っております。

文化施設の活用につきましては、利用者のニーズに即したものでなければならないというふうな認識をしております。議員御指摘のとおり、平日の空き時間の活用や地域活動の受け皿等、様々な活用の仕方によって、日常的に活用が広がる可能性も秘めているものと考えております。

昨年開催いたしましたながさきピース文化祭における「雅楽の祭典」や「青少年音楽祭・交流音楽祭」では、佐々町が持つ伝統芸能の魅力や、健全者と障がい者が交流することの意義などについて、改めて認識する大切な機会になりました。その拠点となったのも、文化会館であると考えております。公民館活動にとどまらない、文化活動の拠点として活用の可能性がないか、改めて研究を進めているところでございます。

また、中学校の部活動の地域展開における文化部活動の拠点としても活用できないか、今後研究を深めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（川副 剛 君）

7番。

7番（横田 博茂 君）

文化会館については、課題を認識しつつも、特別なときにだけ使う施設から、日常利用を含めた活用の可能性を探っていく方向性が出されたことを確認できました。

その上で、もう一步踏み込んで伺います。

文化会館については、利活用の工夫や部分的な機能転換によって、当面の活用を図る余地がある一方で、建物の老朽化や維持管理費の増加といった課題も、今後さらに重くなっていくと考えます。

そこでお尋ねいたします。

町としては、この文化会館をいつ頃まで、どのような活用法で使い続けていく考えなのか。ある程度の見通しを持っているのかどうか。例えば、一定期間は現在の建物を活用し、その後は別の形を検討するのか。あるいは、明確な使用期限は設けず、状態を見ながら判断をしていくのか。また、将来的な建て替えやほかの施設との機能集約といった選択肢も含め、長期的な方向性をどう描いているのか。現時点で構いませんので、町の基本的な考え方をお聞かせください。

議長（川副 剛 君）

町長。

町長（濱野 互 君）

社会教育施設の、文化会館入りますけども、整備については「社会教育施設個別施設計画」に基づいて整備を進めてまいります。

現状では、佐々町にとって、文化会館はシンボリック的存在であり、文化発信の拠点であることは間違いないと考えております。

今後は、議員御指摘のとおり、様々な課題もあることから、使用期限は設けず、状況を見な

から判断してまいりたいと考えております。耐用年数のこともございますので、今後、研究をさせていただきたいと思っております。

将来的な展望を検討する際に、民間の考え方を取り入れるということも、これからの行政の在り方として必要不可欠であると認識をしております。文化会館に限らず、町全体、教育施設全体の施設整備について、より効率的で効果的な施設の維持管理及び活用促進について、意を用いてまいります。

議 長（川副 剛 君）

7 番。

7 番（横田 博茂 君）

現時点では結論を固定せず、状況を見極めながら、今後の方向性を判断していくという姿勢が示されたものと思います。非常に丁寧な言葉での御答弁ありがとうございます。

文化会館は、守るか手放すかを議論する前に、まずはどう使い切るのかを問うべき施設だと考えます。残すためには変える。生かすためには使われる施設にする。その覚悟が今求められているのではないのでしょうか。いつまで、どのように活用し、そして将来的に覚悟を持って在り方を整理していくのか。その方向性を町として示し、町民と共有していくことこそが、理解と納得につながる道だと考えております。この視点に立ち、文化会館を現実的に、そして前向きに議論していくことを今後に求め、この質問を終わります。

最後に、給食センターの整備に関する検討について質問いたします。

給食センターの新設や再整備については、現状から逸脱した施策ではなく、老朽化や機能面の限界に向き合い、学校給食を将来にわたって維持するための更新、再構築であると考えています。また、現場を預かる立場からも、新設に対して将来を見据えた思いが示されたことは、大変意義深いものだと受け止めています。

給食施設については、その必要性や課題について、執行部も議会も、既に一定以上の共通認識を持っているものと考えております。現在は、必要かどうかではなく、どこから手をつけ、どう前へ進めていくのかが問われている段階であるとの認識の下、順に伺います。

給食センター整備が進まない最大の要因は、用地が決まらないまま、検討が事実上止まっている点にあると考えます。用地が定まらなければ、設計も財政計画も具体的な事業化も進めることはできません。

そこで伺います。

給食センター整備に向けて、用地の確保を最優先課題として、現在はどうのように整理し、今後どのように進めていく考えなのか、執行部の認識をお聞かせください。

議 長（川副 剛 君）

教育長。

教育長（富野 毅 君）

給食センターの用地につきましては、令和2年2月に開きました地元説明会を受けて、北部グラウンドの建設計画を撤回し、春の山団地跡地、千本公園グラウンド奥敷地、サンビレッジ北側敷地の3か所の町有地を基本として検討していると、産業建設文教委員会の中で、令和4年2月に説明をしているところでございます。

その後、物価高騰等もろもろの課題から、給食センター建設の計画が滞っていることは十分認識をしております。一刻も早い建設計画を策定すべく、私自身も昨年4月の就任以来、研究を続けているところでございます。

議員御指摘のとおり、用地の確保が最優先であるとの認識から、この3か所に加え、現在活用頻度が低い公園の敷地や、新規購入候補地なども踏まえて、現地を確認するとともに、周辺の道路状況や上下水道の状況等、図面を用いながら研究を進めてきたところでございます。

先ほど申し述べた三つの町有地には、それぞれ課題が存在しております。

春の山団地跡地につきましては、配送トラックの出入りのための敷設道路の新設や、近隣住宅の皆様への影響への懸念。千本公園グラウンド奥敷地にも、道路の敷設と地盤の不安定さへの懸念。サンビレッジ北側敷地は、公園敷地としての役割の確保や、観光拠点としての位置づけなどでございます。現状では、どこに給食センターを建設するのが最適か、研究段階ではございます。

昨年11月に議員の皆様が視察研修をされた、奈良県広陵町のサウンディング等を参考にいたしまして、今後は民間事業者の知見やアイデアを参考に、用地選定を進めてまいります。

用地の選定を明確にした際には、まずもって地域の町内会長様に地元説明会のお願いに上がり、地元説明会の折には、地域の皆様の御意見やこれまでの思い等を十分に伺いつつ、本町における給食センター建設の必要性について、誠意をもってお願いしていくという、そういう所存でございます。

以上です。

議 長（川副 剛 君）
7 番。

7 番（横田 博茂 君）

研究を重ねているという答弁でしたが、用地が決まらない限り、ほかの議論が前に進まない状況が続いているという現実も、改めて確認できたと受け止めています。まず、用地をどうするのか、ここを整理することが、全体を動かす起点になると再認識できました。

近年の物価高騰により、給食センター整備に要する事業費は、当初想定されていた規模から大きく膨らんでいると承知しています。また、全国的にも公共施設の老朽化が進む中で、国からはPFIをはじめとする民間活力の活用が推奨されており、令和8年度には、そうした手法の可能性を、佐々町でも研究していくとの考えも示されています。

一方で、現在の給食施設については、調理機器等はあと10年程度使用できそうであるとされる一方、労働環境の改善にはつながらず、建物自体の老朽化も着実に進行しているのが実情です。

そこで伺います。

修繕を重ねながら現施設を使い続けるという選択と、更新、再整備を見据えて準備を進めていくという選択について、財政面だけではなく、施設の限界や労働環境も含め、どのような将来像を描こうとしているのか。また、PFI等の手法についても、研究する段階にとどまるのか、一定の時期には方向性を整理していく考えがあるのか、現時点でのお考えをお聞かせください。

議 長（川副 剛 君）
教育長。

教 育 長（富野 毅 君）

給食施設の老朽化は、議員御指摘のとおり、着実に進行しておりまして、実際に調理に当たられている調理員の皆様にも大変御負担をおかけしていることは、重々承知しているところでございます。

昨年度、小学校の給食施設機器の大幅な更新を行いました。毎年実施しております給食施設の整備点検項目には、早急な改善が必要となるランクの機器がまだ多数残っていることから、ここ一、二年での更新が必要であると認識をしているところです。

給食センター建設につきましては、スピード感を持ってしても4年にかかるものと考えますと、子どもたちに給食を提供しないという選択肢はございませんので、各学校の給食施設機器の更新は進めていく予定でございます。しかしながら、更新する際には、新設を考えております給食センターでも使用できるかどうかの可能性を、常に検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

一方で、各学校の給食施設そのものは、児童生徒数の規模から矮小であるとともに老朽化しているため、今後も修繕を続けていかななくてはならないと考えております。

議員御指摘のとおり、これまでの議論から、本町の給食センターは必要かどうかではなくて、建設するものというふうな認識をしています。一方で、事業費は当初の想定を大きく上回る規模でございまして、本町における大きな事業であるというふうに考えております。

今後の佐々町にとって、より効率的で、より町民の皆様にあられる施設を目指す必要性を考えた際に、給食センター単独で建設するのか、給食センターだけにとどまらず、本町の課題となる事業との組み合わせで建設するのかの議論も進める必要もあると考えているところです。

例えば、東京都町田市では、カフェや乳幼児向けのプレイルームを併設した給食センターを、昨年4月に供用開始されています。本町が抱える様々な課題解消の一つの選択肢として、給食センターの複合化も視野に入れ、より効率のよい財政負担で建設できる手法を、PFI事業で進められないかと研究いたします。

令和8年度に研究を進め、令和9年度には導入可能性調査に着手し、導入可能であれば、地元への説明を十分に尽くした上で、事業者の選定から進めていく所存でございます。導入可能性調査について、PFI事業の費用効果が見込まれないとの結果が出た場合には、サウンディングで最適とされた用地において、直営での建設を進められるよう、協議を進めていくというスケジュールを考えております。

以上です。

議長（川副 剛 君）

7番。

7番（横田 博茂 君）

財政面だけではなく、施設の老朽化や労働環境の課題についても、しっかりと認識されている点は重要であると受け止めました。また、PFI等についても研究にとどまらず、一定の段階で方向性を整理し、進めていく認識が示されたことは、今後を考える上で一つのポイントになると感じています。

いずれの選択であっても、時間の経過とともに判断の余地は狭まってくることから、将来像を早期に整理していくことが重要であると認識いたしました。

最後の質問です。

給食センターは、平常時における学校給食を支える施設であると同時に、災害時には、避難所等への食事提供を担う拠点としての役割も期待される施設であると考えます。特に、近年は大規模災害時において、行政職員だけで対応することが困難な場合も想定されることから、外部からの応援人員や支援団体の協力を受けながら、運用していくという視点も重要になるものだと思います。

例えば、緊急性が高い場合には、施設を救援に来られた調理関係者等に貸し出し、対応していただくといった運用の可能性や、通常とは異なる体制での稼働を想定しておく必要もあるの

ではないかと考えます。

災害対応については、具体的に挙げれば多岐にわたるものになりますので、ここで個別の内容を申し上げるものではありませんが、平時と異なる運用を含め、あらゆる状況を想定した検討を行っておくことが重要であると考えます。

そこで伺います。

今後、給食センターの新設や再整備を検討するに当たり、災害時の食事提供拠点としての運用のほか、外部支援の受入れや通常とは異なる運用も含めた、多様なケースを想定した検討を行っているのか。また、そのような視点を、施設整備の段階から織り込んでいく考えがあるのか、執行部の認識をお聞きかせください。

議長（川副 剛 君）

教育長。

教育長（富野 毅 君）

先ほど申し上げましたとおり、本町における給食センターの新設は、学校給食の提供のみならず、本町の他の事業も併せて取り組むことによって、将来のまちづくりにとっての必要不可欠な考え方というふうな認識を、私自身しておるところです。

北海道の伊達市学校給食センターは、従来の学校給食センターの機能に加え、市民の健康増進及び伊達市の食材PRに資する事業者による自主事業展開の施設として運営されています。PFI手法を導入され、効率的で効果的な作業環境を創出されるとともに、災害時には、1日当たり9,900食の炊き出しを、3日間可能とする設備も導入されているとのことです。

本町における学校給食センターの必要性に加え、町長が掲げる防災の観点から、災害時の食事提供等、町が抱える課題について、民間の意見をよく聞き、より効率的で効果的な施設を建設することは、物価高騰の時代に即した行政手法であると考えております。

もちろん、児童生徒に対する学校給食の提供が第一義的な目的の施設ではございます。議員御指摘の災害時の食事提供拠点としての役割についても、併せて施設設備の段階から検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（川副 剛 君）

7番。

7番（横田 博茂 君）

災害時の食事提供についても、検討の視野に入れる必要があるという認識は、非常に重要な点だと受け止めています。

給食センターは平時だけの施設ではなく、非常時にも町民生活を支える拠点となり得る公共性の高い施設です。さらに、将来的な施設整備を考える際には、単独機能にとどめるのではなく、ほかの公共機能との複合化や多機能化を視野に入れることで、公共施設全体の再編や活用的高度化にもつながる可能性があると考えています。

給食センター整備は新しいことに挑戦するというよりも、これまで当たり前が続いてきた学校給食を、これからも安全に安定して提供し続けるための基盤づくりです。用地、財源、アレルギー食への対応や労働環境の改善、既存建物と機材の老朽化、そして、万が一の災害での対応、いずれも避けて通れない課題であり、先送りすればするほど判断は難しくなっていきます。

私は、給食センター整備については、早急に具体的な一步を踏み出す段階に来ていると考えています。執行部と議会が一丸となって、子どもたちの将来のため、そして町民生活を支える

基盤として、前向きに取り組んでいくことを強く期待し、私の質問を終わります。

議長（川副 剛 君）

以上で、7番、横田博茂議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

（10時44分 休憩）

（10時55分 再開）

— 日程第2 一般質問（黒田 龍之介 議員） —

議長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答方式により、3番、黒田龍之介議員の発言を許可します。

3番。

3 番（黒田 龍之介 君）

議席番号3番、黒田龍之介です。議長の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

昨年の9月定例会の一般質問におきまして、私は、民間不動産事業大手、大東建託の賃貸未来研究所が毎年発表している「街の住みこちランキング」では、佐々町が2年連続、長崎県内第1位になったことを申し上げました。

このことは、とても素晴らしいことであると総括したわけですが、その後に発表された同社の長崎県内における「自治体幸福度ランキング」では、意外にも佐々町は5位という順位で、第1位は波佐見町でありました。

私は、住み心地と幸福度の間に何があるのだろうかという調査内容を精査したのですが、波佐見町には、伝統産業への誇り、カフェやギャラリーの増加による文化的魅力の向上が挙げられていました。つまり、住み心地の条件とは、生活の利便性、自然豊かさや家族とのゆとりの時間などがあるのですが、幸福度の条件とは、これらに加え、地域の誇りや文化的な活動、楽しみなどの表現空間が不可欠なのだということが明らかになりました。

当然、波佐見町における波佐見焼きという伝統産業は、全国的にも有名なのですが、私はそれだけでは築き上げられない、何か施策があるのではないだろうかという興味をわき、現地の友人に幾つか問い合せてみました。

そうしたら、朝飯会と書いて「朝飯会（ちょうはんかい）」という会合の存在を知ることができました。これは、毎月第一土曜日の朝6時半からの会合で、朝ごはんを食べながら参加者が交流するイベントのことなのですが、会費制で誰もが参加でき、また全員が3分間スピーチをしながら交流を深められるシステムだそうです。この活動を通して、世代間や地域間、加えて自治体の垣根を越えて、様々な人や価値観が交差し、魅力的な会社やカフェがたくさん生まれたこともお聞きしました。

さらに、こうした成功事例を参考に、お隣の佐賀県有田町でも同じく「朝飯会」が開催されたたのお話もお聞きした次第です。

そこで一つ目、自治体幸福度ランキングに見られる地域の誇りの創出についてです。

そこで、まず町長にお尋ねしますが、住み心地よい町と幸福度の高い町の違いは何だと思われますか。第7次佐々町総合計画（後期実行計画）の第1章、町の将来像には「暮らしたいちばん！住むならさぎ～みんなが輝き、みんなで創るまち～」と記されています。

町長は、昨年12月議会の私の一般質問の答弁において「計画の文言よりも、中身と実績で政策を表したい」とおっしゃっていましたが、この後期計画に記された表現は、前期計画から踏襲されたキャッチフレーズであり、町長は「命を大切にする町政を実現する」とおっしゃっておいりました。だとするならば、この部分に、町民の幸福度を高めていくという理念は含まれているのでしょうか。よろしくお願ひします。

議 長（川副 剛 君）
町長。

町 長（濱野 互 君）

私も、波佐見町の「朝飯会」のことは聞きました。以前よりも、随分また参加者の方が増えたということで、大変盛り上がりましていらっしゃるようでございます。

住み心地のよい町とは、生活の利便性や交通環境、医療・福祉などの生活基盤が整っていることにより、日常生活のしやすさが確保されている町であると考えております。

民間企業の住み心地ランキングで、議員がおっしゃったとおり、佐々町は2年連続で1位となっており、西九州自動車道により、佐世保市中心部や福岡方面への交通利便性が高く、ベッドタウンとして発展している町で、中心部には商業施設や公共施設が整っていることが挙げられています。

理由別では、行政サービス、親しみやすさの二つで1位。物価家賃、防災で2位、生活利便性、交通利便性で3位と、それぞれの理由で高い評価を受けております。

一方で、幸福度の高い町とは、こうした生活環境の充実に加え、地域への愛着や人と人とのつながり、安心して暮らせる環境、将来への希望など、住民の皆様が精神的な満足感や誇りを感じられる町であると認識しており、同じ民間企業の幸福度の高い町で、佐々町はおっしゃるとおり、県内5位でありました。波佐見町は1位ですけれども、波佐見焼の産地であり、安定した仕事や町への誇りと愛着につながり、幸福度を上げる家族形成につながっているのではないかと分析されています。

実際に、自治体の幸福度ランキングは、単なる利便性だけでなく、地域との関わりや心の豊かさも重要な要素とされており、本町が掲げる「安心安全のまちづくり」は、まさに住民の皆様が安心して暮らせる環境を整えるとともに、地域への信頼や愛着を育み、結果として幸福度の向上につながる重要な基盤であると考えております。

総合計画後期計画の中には、具体的に書いている部分は、教育に関するところで「郷土愛を育て、ふるさとを愛する」というような項目を、今後教育していきたいということで掲げさせていただいております。

以上です。

議 長（川副 剛 君）
3番。

3 番（黒田 龍之介 君）

町長の御答弁で、様々な分野で佐々町が高い評価を受けていることも、改めて認識させていただきました。また、後期計画の中では、教育の分野で含めて幸福度を高めていくというところで、私も先日の子ども議会の際には、この生徒たち、子どもたちは、佐々町に対してものすごい愛情を持ってくださっているという意見も聞けて、安心しているところでございます。

本町が、住み心地ランキングで県内1位という高い評価を受けていることは、本当に素晴らしい成果だと受け止めておりますが、しかしながら、一方で、幸福度ランキングでは5位にと

どまっているという現状は、単なる数字の差として看過すべきではないと私自身は考えております。住みやすさという機能的価値は高く評価されているものの、町民の皆様が実感する心理的価値や地域への誇り、いわゆる「シビック・プライド」の醸成には、まだ伸びしろがあるのではないのでしょうか。

今後、人口減少や地域間競争が一層進む中で、選ばれる町であり続けるためには、利便性の向上だけでなく「この町が好きだ、この町に関わり続けたい」と、町民自らが思える地域の誇りの創出が極めて重要であります。

そのためにも、地域資源の磨き上げ、町民参加型のまちづくりの推進、子どもたちが郷土に愛着を持つ教育や体験機会の充実、長崎県行政を含む他地域との積極的な連携など、戦略的に進めていく必要があると考えます。

先ほども町長が話してくださったとおり、現在の佐々町が有している環境は、一つに、佐世保市のベッドタウンとしての受け皿。次に、西九州高速道のインター効果による集客機能。そして最後に、周辺自治体からの消費者の移動があるからであり、これらは佐々町行政が単独で、自ら成し遂げたものによるものではなく、単に地理的優位性があるからではないのでしょうか。

そして、その優位性は、今後の西九州道の延伸や情報通信網の広がりや高度化、生活者の行動様式の変化や価値観の多様化が進むにつれて、対象範囲が広域化・流動化することによって失われていくものではないかと、強く懸念しているところでございます。

私が言いたいのは「暮らしいちばん！住むならさざ」から読み取れるように、便利で暮らしやすいというコンセプトだけでは、地域に住むことの誇りや住民の生活の価値が得られず、数年先には単なる「通り過ぎてしまう町」になってしまわないかという懸念でございます。

そこでお尋ねします。まちづくりにおける重要なコンセプトである「シビック・プライド」について、佐々町としてはどのように位置づけられていますか。ちなみに、このシビック・プライドとは、地域に対する住民の誇りや愛着を指し、単なる郷土愛にとどまらず、町民が主体的にまちづくりに関わり、地域をより良くしていこうとする自負心や意思のこととでございます。御回答をお願いします。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

私も、西九州自動車道が完成いたしますと、通過点になってしまうということは、前々から危惧をいたしております。

今回、シビック・プライドということで、言葉を挙げていただいて、勉強させていただきましたけども、直訳すれば「市民の誇り」というふうになりますけども、ここでは「地域の誇り」というふうにおっしゃっております。

まず「郷土愛とは違う」というようなことを書いてありました。郷土愛というのは、生まれ育ったところを愛する、ふるさとを愛するというような言い方ですけども、最近は交流人口が多くなっており、移住してこられる方を含めての郷土愛というような、プラスされた状況だというふうに調べさせていただきました。

それに加え、ボランティア意識というか地域に貢献する、そういうことが必要であるというのが今回のシビック・プライドのことだというふうに、私は認識をいたしております。住民の方自らが、町に誇りと愛着を持ち、主体的に関わろうとする意識であり、持続可能なまちづくりに関して重要な要素であると思っております。

本町におきましては、地域の防災活動や防犯活動、地域行事、町内会活動などを通じて、住民同士のつながりが育まれており、こうした日常的な支え合いの積み重ねが、本町の安心・安

全を支え、町への誇りの醸成につながっているものと考えております。

また、コンパクトな町である本町の特性を生かし、行政と住民の距離が近く、住民の声が届きやすいことも本町の大きな強みであり、こうした信頼関係がシビック・プライドの基盤になっているものと認識しております。

しかしながら、幸福度で県内第5位ですので、まだまだ足りない部分として、ふるさとを思う心の醸成、ボランティア意識の高揚、町内会活動の活性化など、課題があると思っております。

議 長（川副 剛 君）

3番。

3 番（黒田 龍之介 君）

町長の、最初に答弁していただきましたとおり、西九州道の延伸により、佐々町が通り過ぎてしまう町になってしまわないかという懸念を、共通課題として持たせてもらっていることに関しましては、私自身もよかったなと安心しているところでございます。今後とも、佐々町の振興を、より魅力ある町を作っていくためには、そういう結果が待っているかと思っておりますので、私個人も頑張っていきたいと思っております。

そしてまた、シビック・プライドについてですが、町長おっしゃられたとおり、ボランティア意識、そして地域のつながりを強調されていたかと思っております。私自身も、まずそこが一番重要なところだと思っておりますが、それと同時に、波佐見町に習うならば、愛すべき資源がどれくらいあるかが、今後、佐々町でシビック・プライドを醸成していくための一つの要素かと思っております。

私は、ここ佐々町がコンパクトシティと言われることもあり、程よい田舎の景色に、生活がしやすいという利便性が確保されているため、佐々町で生まれ育った若い世代は、シビック・プライドを持っている方が多いと思っております。私の二つ上の学年にあたる平成元年生まれの世代は、3人中1人ぐらいが佐々町で生活をされているという話も耳にします。また、子育てや福祉の充実というイメージや、西九州高速道の早期開通の影響からも、町外出身者が佐々町に住む傾向は高く、今後も住み心地ランキング1位の3連覇は目指すべきものだと強く願っております。

前回の一般質問も含め、私は佐々町のアイデンティティーとして、佐々川の魅力や伝統文化について述べてきましたが、改めて地域の誇りとなる具体的な産業や文化資源について考えさせられております。当然、農作物としてのお米やお茶、畜産や苺などの果物と多々ありますが、それとて、ほかの自治体にも存在しますし、県内トップの生産量を誇れるほどではありません。

一方、交流都市として、愛知県瀬戸市とのつながりを紡ぐ瀬戸物ですが、市の瀬皿山にはその歴史があっても、産業としての生産体制や企業群は存在しません。佐々町としては、全国的に誇れる地域資源としては、何を前面に押し出せるのでしょうか。教えていただきたいと思っております。また、文化資源、あるいは文化活動として誇れるものがあれば教えていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

今の御質問の前に、先ほどのことについて、私が意識しているところがございます。シティブランド・ランキングで「住みよい街2025」では、大村市が全国第4位。まず、子育てしやす

い、空港や高速道路の利便性が高い、教育・医療環境が充実している。全国第4位でございます。

また、そのデータと人口データを基に「子育てしやすい自治体ランキング2025」では、大村市さんが何と全国で1位を獲得されております。2位が「子育ての街」ということで明石市、第3位が流山市というふうになっておりまして、大村市さんと比べれば、うちはコンパクトにできているので、何とか実現できればいいなということもちょっと意識しておりますので、述べさせていただきます。

先ほどの地域資源についてですけれども、議員がおっしゃられるとおり、瀬戸市とのつながりや、皿山窯跡などの歴史的遺産に加え、桜づつみ遊歩道、皿山公園の花菖蒲、古川岳遊歩道、しだれ桜の真竹谷広場など、豊かな自然を生かした施設は、佐々町が誇れる地域資源となり得ると思います。ほかにも、神田雅楽、伝育坊伝説、狸山支石墓、炭鉱跡などがあります。

本町は、そのような環境と生活利便性の調和が取れた住環境を有しており、安心して子育てができる環境や、地域のつながりの強さなど、大きな魅力であると考えております。

また、住民の皆様による地域活動や防災・防犯の取組は、本町の安心・安全のまちづくりを支える重要な地域資源であり、これはほかの地域に誇ることができる本町の強みであると認識しております。

今後におきましても、こうした本町の強みを生かしながら、住民の皆様が安心して暮らし続けたいと感じ、また、本町に住んでいることを誇りに思えるようなまちづくりを推進し、幸福度の高い町の実現に努めてまいりたいと思っております。

議 長（川副 剛 君）

3番。

3 番（黒田 龍之介 君）

私は、今回、住み心地ランキングと比較して、また幸福度の高い町をつくっていかなければ、新たに佐々町に来た方が、佐々町に続いて長く住んでいただけるかというところも結びつけて、一般質問を進めていこうと思っております。

その中で、町長も地域資源については、佐々町は多くの佐々川、桜、皿山とあるとお話をさせていただきました。私自身、この佐々町が誇る地域資源を考える上で、具体的に申し上げますと、この市瀬皿山と瀬戸市との交流の歴史、いわゆる瀬戸物焼きの系譜は、極めて可能性の高いストーリー資源であると、私自身考えております。

ながさきピース文化祭でもありましたし、過去、産業建設文教委員会で今年度、瀬戸市の方にも訪れたという話を聞いている中で、この瀬戸市との交流の中には、歴史をひも解いていけば、加藤民吉が市瀬皿山で技術を学び、後に瀬戸市へ広めた経緯について、技術流出やスパイ的行為との見方が語られることもあるようです。私自身は、このことについて、現在の瀬戸物焼きの関係者の皆様は、発祥地である佐々町に対して、好意的な認識を持たれているという話を聞きまして、この点については極めて重要で前向きな事実であると思っております。

私は、このスパイ行為だったり、技術流出という歴史の影響で、過度に無価値なものに捉え過ぎて、可能性を閉ざしてしまっているのではないかと考えております。むしろ、この加藤民吉とのエピソードそのものが、ほかの地域にない、物語性のある独自の地域資源であり、文化、環境、教育、産業の各分野へ展開できるポテンシャルを秘めているストーリーではないでしょうか。

例えば、このストーリーを生かせるものを挙げていきますと、一つ目、加藤民吉の生涯や皿山の歴史を題材とした舞台・演劇化。ただ、こちらについては、どのタイミングで取り組めばいいか難しいので、加藤民吉の周年事業とかがいいかと思っております。

そして二つ目、学校教育や地域文化活動と連動した演劇・表現活動の育成。

三つ目、瀬戸市との歴史的ストーリーを生かした交流事業の進化。

そして四つ目、技術が海を渡った街というワードでのブランド戦略。

そして最後に、難しいかもしれませんが、五つ目として、日本遺産として登録された「肥前やきもの圏」への参加と連携です。この五つ目の「肥前やきもの圏」とは、佐賀県と長崎県にまたがる8市町、唐津、伊万里、武雄、嬉野、有田、佐世保、平戸、波佐見の陶磁器産地が連携するエリアのことです。2016年に日本遺産に認定され、400年以上の歴史を持つ窯業と書いて「ようぎょう」の歴史や食文化、町並みを通じて、観光振興や地域活性化を行っています。

このことについては、瀬戸市と佐々町の歴史的背景や受け皿をもう少し調査しなければいけません。結果次第では、市瀬皿山の瀬戸物焼きが日本遺産の一角に位置づけられる可能性を秘めています。以上のように、発想次第で多角的な文化振興、関係人口創出、産業波及が期待できるテーマであると考えております。

歴史には様々な側面がありますが、重要なのは、それを現代のまちづくりにどう生かすかという視点であります。佐々町が持つ、この独自の歴史資源を、より広い視野で戦略的に磨き上げ、文化と産業の側面から新たな価値創出につなげていくことを強く期待しております。

そこで、こうした地域資源の発掘について、行政組織のみならず、あらゆる組織や団体の協力が必要不可欠だと思いますが、佐々町の文化協会との連携は、現在どのように行われているか教えてください。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

瀬戸市との交流についてですけれども、郷土史をしてみると、町長としては、菊本町長以来、私が2回目というふうになります。

瀬戸市さんからは、もう何度もお見えです。市長をはじめ、観光協会のメンバーの方、それから議会等、おいでになっていらっしゃる状況でございまして、瀬戸市に訪問をいたしましたときに、佐々で私が習ったことと全く違うことがあったと。

先ほどちょっと言われましたスパイ行為のことについて、当時の演劇で、どうもそういうふうに脚色されてしまったというのが、私たちに伝わっている古いもの内容でございまして、でも、現実として、瀬戸市さんに行ったら、山内学芸員さんが細かく調べていらっしゃる、天草を通じて佐々に来られているんですけども、その後も佐々で修行した後に戻られて、何年か後に天草にお礼に行ったりとか、正式な修行の道を歩んで来られたというふうに、お寺が主体なんですけれども、そういう経緯があるということで、認識の違いがございまして、いきなり変えるというのは難しいのかなと。

結構、焼物圏の中でそれが広まってしまっているという状況でございまして、今後はその教育について、歴史的背景を教育していかなければ、まずもっては交流できないかなというところで考えているところです。

将来にわたっては、そういう想定、交流、姉妹都市とかいう形のものになれば幸いかなというふうに思って、徐々に進めさせていただきたいなという気持ちではおりますので、御理解をいただければと思います。教育長が説明します。

議 長（川副 剛 君）

教育長。

教 育 長（富野 毅 君）

文化協会との関係性ということにつきましては、文化協会の事務局そのものは、民間のほうでいただいているところがございますが、全面的に協力を、教育委員会として、しているところです。

議員御指摘のとおり、舞台や演劇ということについて、実はせんだつてのながさきピース文化祭の折に、瀬戸市の学芸員さんとも話をしながら、そういったことができればいいねという情報交換をさせていただいているところです。

また、教育における、学校教育の中での交流事業等も、オンライン等で可能性としては簡易的にできるという状況もございます。できる限り、来年度以降、そういった教育的な、また文化的な研究を進めさせていただいて、この皿山と加藤民吉の関係性というのは、今回のながさきピース文化祭で私ども3大事業を行っております。瀬戸との交流、それから神田雅楽の雅楽の継承、それから読み聞かせについての発展ということで、そちらについては、ながさきピース文化祭で行った事業をいかに継続させるかということについて、文化協会をはじめとした様々な関係機関と連携を取りながら、発展させていきたいと思っております。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

3番。

3 番（黒田 龍之介 君）

まず、町長からの御回答がありましたとおり、瀬戸との交流で、やはり向こうと私たちの方の認識が違ったというのも、私自身初めてお聞きしたところでございます。濱野町長で2回目の交流を行われたということも、ありがたく思っております。ただ、やはりここは、徐々に交流を進めていける状態に取り戻していきたいということで、確かに歴史は変わらないものがありますので、急ぐスピード感じゃなくてもいいのかなと思いますが、ぜひともこの議論としては、幸福度ランキングで5位からどれだけ上がれるかみたいなのところもありますので、検討をしていただければと思っております。

また、教育長から御答弁もいただきました。文化協会をはじめ、関係団体の皆様が、日頃から佐々町の文化振興に御尽力いただいていることについて御報告もいただきましたし、まずもって敬意を表すものであります。

その一方で、人口減少や地域間競争が進む現在においては、文化活動また、従来型の発表や保存にとどまらず、町への価値創出につながる新たな連携と展開が、これまで以上に求められている段階に入っているのではないかと感じております。

今後は、文化協会との連携の在り方についても、町外への発信力強化、若い世代への参画拡大、教育・観光・産業文化との横断的連動といった視点をより意識し、文化活動が佐々町の魅力向上や関係人口の創出に結びついていくような、次のステージへの進化を期待したいと思っております。

行政と文化団体がそれぞれの強みを持ち寄り、本町ならではの歴史資源を戦略的に磨き上げていくことが、結果としての地域の誇りへの醸成であるシビック・プライド、さらには幸福度の高い佐々町につながるものと考え、次の質問に移りたいと思います。

それでは二つ目の、総務省が推奨する地域おこし協力隊の積極活用についてでございます。

ここで、通告書には、総務省のところが財務省と私が入力しておりました、申し訳ありません。正しくは総務省であります。

改めて、私たちが住む地域の魅力や誇りについて考えるとき、大事な視点は、よそ者から見た姿だと思えます。私たちが日常を見つめ直し、振り返っても気づきにくい価値を、新鮮な感

性で教えてくれる存在こそが他者の視線であり、そうした方々との交流を通じて得られる意見だと思えます。

先日も、高齢化率の高い離島に住みつき、地域を元気に盛り上げてくれる地域おこし協力隊員の女性がテレビで特集されていました。そうした第三者が地元に住んで、新たな事業や仕事を生み出してくれることこそが、地域資源や誇りに気づかされる近道かもしれません。

そこで、総務省が推奨する地域おこし協力隊の導入実績について教えていただきたいと思えます。ちなみに、地域おこし協力隊とは、都市部などから地方に移住した人材、隊員が一定期間その地域に住みながら、地域活性化に取り組む総務省の制度で、隊員は自治体への委託を受け、活動し、報酬を受け取りながら、地域課題の解決と将来の定住・定着を目指すものとなっております。

それでは改めて、導入実績について教えてください。よろしくお願ひします。

議 長（川副 剛 君）

企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

地域おこし協力隊につきましては、平成21年度から制度が始まり、佐々町におきましても平成27年度から導入を始めております。商工・観光についての業務で2名、農業で4名の計6名の隊員が赴任され、うち2名の方が家族の介護等の理由で中途退任されましたが、残り4名の方が3年間の任期を全うされております。

地域おこし協力隊の目的としては、地域活性化と任期満了後の定住が上げられますが、結果として、これまで定住につながっていないというのが現状でございます。

以上でございます。

議 長（川副 剛 君）

3番。

3 番（黒田 龍之介 君）

平成27年度からちょうど10年ということでございますが、少し話は変わりましたが、先月、長崎県の広報紙「つたえる県ながさき」の2月号の地域特集は、川棚町でした。そのページの冒頭に、地域おこし協力隊として川棚町に移住し、一般社団法人さかのまち企画を立ち上げ、移住相談や創業支援などを実施されておられる34歳の方が登場しておられましたが、実は私と小中学校の同級生で、部活動も一緒にサッカーをしていた佐々町出身者です。

彼は大阪に就職し、3年前に川棚町に移住、地域おこし協力隊員として、まず、ふるさと納税事業について力量を発揮され、移住1年前は約6,000万円だった寄附額を、2年後には2倍以上の1億4,000万円まで向上させた実績の持ち主です。さらに、川棚町の魅力を探るために、町民アンケートを実施し、佐々町と同じようなアクセスのよさや生活の利便性などで、暮らしやすい町という評価を得られたものの、ほかの地域との差別化を図るために「みんなの「やりたい！」を応援するまち・川棚町」という新しいコンセプトを生み出すことに成功しています。

私は、彼がなぜ佐々町に来てくれなかったのだろうかと思うと同時に、佐々町に来てくれれば同じことをやってもらえたのだろうかという疑問も湧いています。つまり、その場所に住んだことがないからこそ、気づくことがあるのかもしれませんが。そうすると、わざわざ佐々町を選んで移住してくれる地域おこし協力隊が、いかに活動しやすくするか、また、彼らの気づきに対して、行政が支援するかが問われているのではないのでしょうか。

今後の地域おこし協力隊の活動方針と、定着率を高めるための施策についてお尋ねします。

議長（川副 剛 君）

企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

地域おこし協力隊の募集につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の時期とも重なり、一時期募集を行っておりませんでした。令和4年度から再開しております。

その際に、議会からも、これまでの状況についての検証について質問がございましたので、OBの方にアンケートを実施いたしました。まず、任期ごとの困りごとや協力してほしいことは、よくしていただいたという意見もございましたが「委ねるばかりで何がしてほしいか分からなかった」「町として具体的にしてほしいことを提示してほしい」などの意見がございました。

次に、定住に至らなかった理由といたしましては「町内での就職がほぼ不可能で、起業も難しかった」「就農に対する条件が厳しかった」という御意見がございました。また、隊員に対する職員のサポート体制についてですが「職員の方は忙しく、協力隊の活動をほとんど把握されていなかったというのは仕方ない」「採用の段階で目的を明確化し、採用を行ってもらえればよいと思う」という意見もいただきました。

このアンケート結果を基に、採用時には、隊員にやってもらいたいことや年間計画、目標を明確にすることとしており、今回募集を行っておりますが、事業内容を「外部からの視点も生かしながら、埋もれている町の魅力を掘り起こし、SNSなどを活用しながら発信すること」として、3年間のロードマップを作成しております。

会員のサポート体制も、職員のほかに、長崎県地域おこし協力隊ネットワークと商工会に協力をお願いしておりますので、任期終了後の進路支援も併せて行っていただき、定住につながるようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（川副 剛 君）

3番。

3番（黒田 龍之介 君）

コロナ以降、令和4年からのスタートということで、10年間きれいにあったわけではないかということが分かりました。また、OBの方からのアンケートで、様々な課題が見つかったかと思っております。

先ほどもありましたとおり、来年度からは地域おこし協力隊の活動を、ローカルサポーターとお聞きしましたが、ローカルサポーターとして、本町の魅力をSNSなどで発信していく、ミッション型で進めていくというお考えかと思えます。ただ、情報発信のみで、定住が進むとは考えにくいのではないのでしょうか。

全国的な先進事例を見ますと、定住率が高い地域には共通点があります。それは単なるPRではなく、任期後の生活設計まで見据えた受け皿づくりを徹底している点であります。例えば、任期中からの起業支援や空き家とのマッチングと改修支援、地元事業者との雇用マッチングなど、出口戦略を前提とした制度設計が行われています。佐々町においても、これまで6名の方々が応募し、着任したものの、その後の定住に至っていないという事実は個人の問題ではなく、受け入れ側の仕組みに課題がある可能性を、真摯に受け止める必要があるのではないのでしょうか。

私が特に思う重要な項目は次の3点であります。

一つ目が、任期後の仕事と住まいの具体設計。協力隊員が最も不安に感じるのは、任期終了後の生活基盤です。SNS発信にとどまらず、佐々町の産業課題と連動したミッション設定、起業・事業承継型の隊員募集、空き家バンクを活用した住める住宅とのセット運用など、佐々町に残る必要性や必然性を生む設計が、絶対の条件であると考えます。

そして二つ目が、ミッション型ではなく課題解決型への転換。全国的に成果を上げている自治体では、林業振興型、観光コンテンツ造成型、関係人口創出型、ふるさと納税強化型など、行政課題と直結したミッションを設定しています。佐々町においても、単なる魅力発信ではなく、佐々町の何の課題を解決する隊員なのかを明確にすべきと考えます。

そして三つ目が、伴走支援体制の構築です。先ほどもアンケートにございましたが、定住率が高い自治体では担当課任せにせず、中間支援組織、地域コーディネーターなど、孤立させない仕組みが整備されております。SNSの運用だけで任せる形ではなく、隊員が地域との接点を十分に築けず、結果として定住に結びつけない懸念があります。

最後に、来年度の協力隊活用に当たり、単なるSNS発信にとどまらず、任期後の定住を見据えた出口戦略、本町の地域課題と直結したミッション設計、隊員への伴走支援体制の強化、これらをどのように具体化していくかが重要なポイントであることを伝え、次の質問に移らせていただきたいと思います。

それでは、最後の総務省の「ローカル10,000プロジェクト」についてでございます。

地域資源を活用し、地域課題への対応を促すための新規事業は、必ずしも行政主導で行う必要はありません。と申しますのも、様々な立場の方々との意見交換や、第三者の新たな視点を通して気づかされる課題解決型のビジネス商業を、実は総務省が準備してくれています。正式名称は「地域経済循環創造事業交付金」、通称「ローカル10,000プロジェクト」と言いますが、既に岩手県久慈市では、菌床椎茸栽培ハウスに、バイオマスエネルギーを導入する地域経済循環型ビジネスが生まれており、島根県松江市では、古民家を活用した宿泊施設や、レトロ感漂うカフェやバーが誕生しています。

これらの事業は、事業を興す民間の方と行政が事業計画書を総務省に提出し、審査の上、初期投資費用の交付が決定された後は、地元金融機関との融資についてもサポートを受けることができる仕組みであり、まさに地方における人、物、金が、総務省のお墨付きによって循環していく事業です。

これは「財源不足です」と悩んでいる地方自治体にとっては、頭金を国が出し、金融機関の融資を引き出しやすくなるという、政府がバックアップするサポートであり、事業者側にとっては、とても有利で安心できる制度でもあります。

そこで、このローカル10,000プロジェクトは、タイトルのとおり、全国に10,000の事例を生み出そうとしているようですが、まだまだ枠はたくさん残っているようです。主体は民間事業者からなのですが、初期投資費用である施設整備や改修費、備品などを補助してくれます。支援対象は、地域資源を活用する事業であるか、地域課題への対応につながる事業か、新規性がある事業か、モデル性がある事業かなどで、具体例を挙げれば、地域の農産物を加工した新商品の開発や、地域水源を生かした食用の魚などの養殖です。

今後、研究を進めながらではあるかと思いますが、現状、きのうの一般質問での答弁でもありましたとおり、佐々町の財政は厳しい中で、令和8年度において、佐々町から手を挙げて、ローカル10,000プロジェクトに申し込むべきだと思いますが、町長の意気込みを教えてください。

議長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

御質問の町長の意気込みということで、きのうも中川議員から意気込みを述べてくれということで言いましたけど、町長だけでやれるものではないと思っております。

やはり、地域の方々の協力と事業者の協力等なければ、進まない事業かなというふうに思っているところで、最初の御質問のところで、地域の誇りというか、例えば、佐々川について、堤防敷の草刈りを地域の方々がやっていただければいいなというふうな、希望的なものを持っております。

私がやりたいという、時間があればやっていきますけれども、やはりできない部分がありますので、職員とか地域の方々とか、そういうものが、熱意がないとできないかなというふうに思っています。

佐々川は結構長いので、たくさんの自治会の協力を得ないときれいにならないのかなと。たくさん散歩されていらっしゃると思いますので、その方々がやってみようかというふうなことで、今、企画商工課には、ボランティアのマッチングプログラムを作ったというふうなお願いをしているところで、この日に草刈りをしますとかいったときに、皆さんが、時間があられる方が集まってやろうというような気持ちが欲しいなというふうに思っていることも、この質問の内容で、まず思っていました。

ローカル10,000プロジェクトについてなんですけども、初めて私もこの言葉について見させていただいて、総務省が推進する制度であり、地域の資源を活用した事業化を支援することで、雇用の創出や地域経済の好循環を生み出し、持続可能な地域づくりを実現することを目的とした、意義のある取組であると認識をいたしました。

本町におきましては「安心安全のまちづくり」を基本テーマとして掲げ、住民の皆さまが安心して暮らし続けることができる環境の整備に取り組んでいるところであり、その中で、地域経済の活性化や雇用の確保は、人口減少対策や地域の持続性の観点からも、重要な課題であると認識しております。

一方で、本町独自の資源や地域特性を最大限に生かした具体的な事業構想が十分に成就しておらず、現時点では、ローカル10,000プロジェクトとしての事業化の予定はございません。

しかしながら、県内におきましては、地域資源を活用した観光振興事業や地域産品の高付加価値化などの取組が、本制度を活用して進められており、地域の魅力向上や雇用創出につながっている事例も見受けられます。

本町といたしましても、これらの先進事例を参考にしながら、本町の地域資源を生かし、将来的に本町の安心・安全な暮らしを支え、地域の活力向上につながる事業について研究してまいりたいと思います。例えばなんですけど、生ごみ処理とか肥料の堆肥化、そういう事業を農協さんにやっていただくというようなことができないかなと、前々から思っていたところでございます。

事業者の、やはり、やることを行政としてどれだけ手助けするか、地域の事情はこういうことですよということで、いいものに、持続可能なものにしていかないといけないというふうに思いますので、皆様の御支援をよろしくお願いしたいと思います。

議 長（川副 剛 君）

3番。

3 番（黒田 龍之介 君）

先ほど町長から、まず私の質問の意気込みを教えてくださいというところに対して、お話をいただきましたが、私自身、そこはちょっと違うと思っております、もちろん町長だけではできないと思っておりますが、トップセールスという言葉もあります。これは対外的でしょう

けども、いわゆる町長は、6月の選挙で町民から選ばれた方ですので、町長からの思いや熱意を、まず町民の方にどう伝えるかが最初に大事だと思っております。その点で、私はこの意気込みを聞いたところでございました。同僚議員も、きのうの一般質問ではそういうことだったと思っておりますが、いわゆる総合計画についても、前回の一般質問でお伝えしましたが、町が町民に対して何を示すかが、まず大事だと思っております。そこから物事がスタートしていくと思っております。

ですので、このローカル10,000プロジェクトに関しましても、幾ら、確かに行政側がやる気を持ってやろうとしても、進むプロジェクトはありません。民間企業、民間事業者からの申請で、このプロジェクトはスタートするわけでございます。だからこそ、自治体が地域課題を整理し、民間事業の挑戦を後押しすることで、地域活性化につながる仕組みであると認識しています。町の姿勢ではなく、佐々町として活用可能性のある分野を整理して、民間に対して制度の周知や案件の掘り起こしを起こしていくことが、真っ先の重要な課題だと感じております。

私自身、このような課題に、民間に周知した後に手を挙げていただきたいと思っておりますが、このようなプロジェクトに手を挙げていくには、行政組織だけでは限界があることも事実です。制度内容においても、説明したとおり、あくまで事業主体は民間であることを前提にしていますので、地元商工会や観光協会、また近隣の大学など、産官学の相互連携が必要不可欠であると思っております。

前回の一般質問において、町長は総合計画策定メンバーでは、産経団体、大学関係者、金融機関、労働組合、マスコミなどの報道機関にも知恵をいただいているとおっしゃっていただきましたが、こうした制度の活用についても打診されてはいかがでしょうか。また、新たな視点を持つ「よそ者」の力が必要であれば、そのときこそ、地域おこし協力隊制度による人材確保が有効ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

地域おこし協力隊について、私が述べるところがなかったので、感想を述べさせていただきますけども、議員時代に定着できるのかという疑問でずっと質問をしておりましたけども、結果的に全員が定着してなくて、これは特別地方交付税の中で措置されているんですけども、どれだけ来たかというのは分からずじまい。100%を対象という形ですけども、佐々町に交付される金額はどれだけだったかという金額は、確定はしておりません。だから、疑問をずっと抱いておりましたので、今回地域おこし協力隊については、十分に担当課と話をして募集をするように、過去の失敗をしないような形で進めたいというふうなことで考えておりますので。

今おっしゃるとおり、佐々町の抱えている課題を解決するために、知識豊富な方を佐々町に来ていただいた。先ほど川棚町さんの話をされましたけれども、そういう方をやはり選任するという形をしっかりとしないといけないと、ただ単にアルバイト感覚で来られてもよくないというふうに思っておりますので、そこは十分に気をつけて、町と地域おこし協力隊の連携を図ってまいりたいというふうに思っているところです。

御提案ありがとうございます。

議 長（川副 剛 君）

3番。

3 番（黒田 龍之介 君）

地域おこし協力隊に対する町長の御意見に関しまして、議員時代も一般質問されたということで、私も先ほどお伝えしましたが、やはり町長と、また職員の皆様の熱意が、この隊員につながって定着につながるかと思っております。様々な出口戦略も私、述べさせていただきましたが、もう一度作戦を練って、しっかりと地域おこし協力隊の定住に向けて、定着に向けて頑張っていたいただきたいと思います。

また、先ほどもお伝えしましたとおり、佐々町においては、これまでも財源が厳しいという認識が繰り返し示されております。私も、限られた財源の中で行政運営を行うのは非常に難しいことと理解しております。

しかし、だからこそ、今後は行政単独で財政を積み増していく発想だけでは、国の制度を存分に活用しながら、官民連携により民間資金やノウハウを呼び込み、自主財源の支出を抑えながら、地域課題の解決と地域経済の活性化を図る視点が不可欠であると考えています。

その意味において、ローカル10,000プロジェクトは、本町に極めて有効な選択肢の一つになり得る制度であります。一方で、制度の存在や活用可能性が、町内外の民間事業者には十分理解されているとは言えない状況ではないでしょうか。民間事業者が「佐々町で、この制度を活用して挑戦してみたい」と思える環境を整えるためには、まず行政側が本制度をどのように位置づけ、どの分野で活用していくかという明確なメッセージを示すことが重要です。

そのためにも、今後推進されていく総合計画後期計画の中に、具体的に官民連携による地域経営の方向性ととも、本制度活用への思いや考え方をしっかりと落とし込む必要があるのかと思っております。併せて、地域金融機関、商工関係団体、民間事業者等への情報発信や勉強会の開催など、制度理解を深める具体的な周知の動きも求められています。

財源が厳しいからこそ、あらゆる情報を集め、分析しながら、新たな一歩を踏み出す。行政が全てを抱え込むのではなく、民間の力を引き出しながら、持続可能なまちづくりへの転換をしていくことが、今後の課題と考えます。

先に述べましたように、佐々町は地理的優位性に恵まれており、黙っていても大型スーパーやフィットネスジムがオープンしたりして、市場原理によって住みやすい町が形成されています。しかしながら、これはあくまで他力本願的な要因であることが多く、ある意味「誰かのおかげさま」に恵まれていることではないかと思っております。

つまり見方を変えれば、市場環境として魅力がなくなった瞬間、そうしたメリットは失われ、企業撤退という現象によって、もろくも崩れてしまうという運命です。そうした事業は全国に数多く見受けられます。そのためには、地域に根差した価値や誇りを磨き出し、住民の幸福度につなげていく作業を、今のうちから始めなければならないのではないのでしょうか。

佐々町総合計画こそが、そうした理念を打ち出すべき指針であるべきなのですが、結果として、通り一遍の、どこの自治体でも当てはまるような文言しか記述されていない内容ではなかったかという感想を、私自身抱いております。

町長は、計画の文言よりも結果を重視したいと答弁しておられましたが、計画に明記されていないことをどうやって、町民や議会は結果だけ見て評価すればいいのでしょうか。また、計画に示すことによって、賛同者が町内外から広く集まり、その理念の下に集結し、様々な知恵と工夫を提供してくれるのではないのでしょうか。

改めて私は、その土地に受け継がれている歴史や文化の重みを実感しているところです。そうした価値をどのように磨き上げ、演出して、将来の世代に受け継ぐのか、まさに今問われていると思っております。

今後とも、そうした観点からの研究を、これからもさらに深めていかなければならないことを問題提起して、今回の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長（川副 剛 君）

以上で、3番、黒田龍之介議員の一般質問を終わります。
しばらく休憩します。

（11時53分 休憩）

（13時00分 再開）

— 日程第3 議案第3号 佐々町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件 —

議 長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案の上程を行います。

質疑、討論、採決の順で進めていきます。

日程第3、議案第3号 佐々町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（濱野 互 君）

（議案第3号 朗読）

2ページ以降は、住民福祉課長をもって説明をさせます。

議 長（川副 剛 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

議案の13ページをお願いいたします。

本条例につきましては、マイナンバー法に基づいて、個人番号の利用及び特定個人情報の提供について、マイナンバーを利用することができるものや、利用することができる事務の種類等を明らかにし、必要な限度においてのみ個人番号を利用することができるように定めた条例となります。

今回の改正ですけれども、資料にあります改正理由をお願いいたします。

基幹系システム、システム標準化、佐々町は令和8年9月7日になりますけれども、一元的に住登外者、住登外者というのは、本町の住民基本台帳に登録されておきませんが、行政サービスの提供の必要上、個別に登録されている個人のことをいいます。この住登外者の登録・管理を行う「住登外宛名番号管理機能」が共通機能として、このシステムに設けられることになりまして、これに伴い、この機能を扱う事務については、マイナンバーの独自利用を行う事務として条例に定める必要があるとの見解が、国から示されております。これは、令和6年4月4日にデジタル庁からの通知があつております。佐々町におきましても、住登外宛名番号管理機能を共通機能として設けることから、条例の一部改正を行うものとなります。

下の改正内容につきましては、新旧対照表をもって説明いたします。

2ページをお願いいたします。

佐々町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。

佐々町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年佐々町条例第32号）の一部を次のように改正する。

表、様式及び別表の改正、削除又は追加。次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正前表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

新旧対照表を御覧ください。

改正内容ですけれども、まず別表第1、第4条第1項関係になります。こちらは、個人番号を利用できる対象範囲、機関と事務を規定したのになります。機関の中の7、町長と、あと10、教育委員会、こちらを追加するのになります。事務としましては、独自利用事務として、個人番号の利用範囲に、住登外宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加するものでございます。

次ページをお願いいたします。3ページです。

別表第2、第4条第3項関係になります。こちらは、独自利用事務の処理のための同一機関内において、庁内連携を行う事務及び情報の内容を規定したのになります。こちら、特定個人情報に省内、庁内連携を行う事務として、住登外宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加するものでございます。この別表第2につきましては、21の事務と特定個人情報にそれぞれ追加するのになりますので、別表第2が3ページから11ページにありますので、こちらのほう、それぞれの特定個人情報に追加するのになります。

続きまして、改正部分は別表第3になります。11ページになります。

別表第3、条例第5条第1項関係となります。こちらは、同一地方公共団体内部の、ほかの機関間における特定個人情報の提供について、情報提供の求めを行う機関及び事務並びに、提供の求めに応じて情報を提供する特定個人情報の内容を規定したのになります。

今回、次ページになりますけれども、12ページに3、教育委員会として、こちらを追加しております。こちら、同一地方公共団体内の他機関、佐々町では教育委員会になりますけれども、こちらの機関への情報提供を行う事務として、住登外宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加するものになっております。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長（川副 剛 君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑のあられる方。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これから採決を行います。議案第3号 佐々町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第4 議案第4号 佐々町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正の件 —

議 長（川副 剛 君）

日程第4、議案第4号 佐々町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（濱野 互 君）

（議案第4号 朗読）

2ページ以降は、住民福祉課長をもって説明をさせます。

議 長（川副 剛 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

それでは、議案の、まず7ページを御覧ください。

資料②になります。本条例は、令和7年3月議会に可決いただき、制定した条例でございます。子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、乳児等通園支援事業、いわゆる「こども誰でも通園制度」については、児童福祉法において、市町村による認可事業として位置づけられております。事業を実施するためには、設備や運営に関する基準について、国が定める基準に基づき、市町村が定めることとされているため、条例について制定したものでございます。

今回、この条例につきまして、改正理由としましては、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されまして、この内閣府令が令和8年4月1日施行に伴う改正になります。本事業が乳児等のための支援給付として創設されることと併せまして、離島やその他の地域において、円滑に本事業が実施することができるよう、所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案のほうをお願いいたします。

2ページをお願いいたします。

佐々町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

佐々町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年佐々町条例第10号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

新旧対照表を御覧ください。

まず、第3条、最低基準の目的になります。こちらのほう、4行目になりますけども、かつ、適切な訓練を受けた職員の後の「乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）」、こちらのほうを「乳児等通園支援事業所」に改めるものでございます。

続きまして、第10条、こちらのほう、見出しから改正となっております。「乳児等通園支援事業者の職員の一般的要件」を「乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件」に改めるものでございます。

続いて、3ページを御覧ください。

第11条、こちらも見出しを改めることになります。第11条「乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等」、こちらの見出しを「乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等」に改めます。それから、1行目の「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改めるものです。

続きまして、第14条、虐待等の禁止になります。こちら「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改めます。

続きまして、第17条、乳児等通園支援事業所内部の規程になります。こちら6号です。「乳児、幼児の区分ごとの」を削除しまして「利用定員」に改めます。それから、第7号になります。乳児等通園支援事業の「利用の開始」のところを「利用の開始及び」に改めます。それから、7号の2行目になりますけども「及び」のところを「その他の」に改めることになります。

4ページを御覧ください。

第19条、秘密保持等になります。「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改めます。

続きまして、第21条、乳児等通園支援事業の区分の第3項になります。こちら5行目になりますけども、利用定員のところの後に「(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)」を加えることになります。こちら、第27条第1項は、保育所、認定こども園を指します。それから、第29条第1項は、小規模の保育や家庭的保育事業の条項になります。

続きまして、第23条の2、設備及び職員の基準の特例になります。こちら新設になります。第23条の2、子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しないことになります。こちら特例保育といいますのは、離島その他の地域であって、保育所等の確保が著しく困難な地域で実施される保育となります。こちらの特例保育を行う事業所が一般型乳児等通園支援事業を行う場合は、前2条というのが第22条と第23条になりますけども、こちら、第22条が設備の基準、第23条が職員の基準が規定されているところになりますけども、こちらの規定を適用しないという条文を、今回追加をしております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

第27条の準用です。こちら2行目の後段の「この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第25条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする」、こちら

のほうを改正後は削除するものでございます。

それから、第28条、電磁的記録。「乳児等通園支援事業者及びその」の後に、改正後は「乳児等通園支援事業所の」を加えるものでございます。

附則。この条例は、令和8年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長（川副 剛 君）

執行より、議案の訂正の申出がありましたので、町長からの説明がありますので、許可いたします。

町長。

町 長（濱野 互 君）

大変申し訳ございません。1ページ目です。議案第4号の3行目です。最後のほうで、後段が「定める条例を次のとおり改正する」というふうになっておりますけども「条例の一部」を追加しなければいけないというのが判明いたしまして、最初から読みます。議案第4号佐々町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する——（議長「町長。議案を差し替えてから、質疑に入ります。」）申し訳ございません。

議 長（川副 剛 君）

それから、また説明をお願いします。

議案を差し替えてから質疑に入りますので、しばらく休憩いたします。

（13時19分 休憩）

（13時27分 再開）

議 長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

8番。

8 番（永田 勝美 君）

私は、今の資料の差し替えについてなんですけれども、今回の件は2度目なんです。昨日に続いてきょう、さらに差し替えということで。しかも、その後に再度、最初の申出があった後に、議員からの再度の指摘もあるということで、結局言いたいことは、実務規律はどうなっているんだろうかということをおもうんです。毎回ありますよね、議会のたびに。いわゆるミスは必ずあるんです。だから、文章を一言一句確認しないといけないという、議会としては正確な確認が必ず求められるわけなので、当初出てくるものが間違っていると、結局余計な時間は当然かかるし、混乱もかかるということで、本当に議事にとっては致命的だというふうに思うんです。

それは、言いたいことは、実務規律の際に、もともとの間違いは必ずあるのだから、必ず点検をするということがやられてるのかということをおし上げたいんです。そのあたりが改善されないと、もうこの間ずっと続いてますよね。私も、特に去年以降、調べたわけではないんですけども、前々年度ぐらいから間違いの回数が増えているというふうに私は感じています。非常に効率化が言われてて、大変作業としては密になってるのかもしれないんですけども、必要な点検と確認というのは、やっぱりきちんとやるべきではないかなというふうに思っているんです。きちんと点検すれば、絶対見落とすことのない間違いが何個でもありますよね。

結局、そういうものというのが、どのように改善を図られているのかと。「申し訳ありません、改善します。」という答弁は必ず毎回あるんですけども、全然改善されてないということについて、改めて猛省を促したいというふうに思いますので、あえて発言させていただきたいと思います。

議 長（川副 剛 君）

昨日から訂正が相次いでおりまして、やはり議案ですので、所管で入念なチェックをお願いしたいと思います。その辺はどうですか。議案からそれですけども、ダブルチェックとかその辺も含めて、町長、答弁をお願いいたします。

町 長（濱野 互 君）

たびたび修正ということで、大変申し訳なく思っております。職員には気を引き締めてチェック体制をするように申し上げたいというふうに思います。今後、このようなことがないように努めたいというふうに思います。大変申し訳ございません。時間を取りまして申し訳ございませんでした。

議 長（川副 剛 君）

8番。

8 番（永田 勝美 君）

気を引き締めてというふうに町長おっしゃるのはよく分かるんですけども、要するに、気が緩んでるからそうなってるというものではないのではないかと。要するに、点検をしていないのではないかと私は思ってるんです。

再度、必ず、公的書類、外に出す書類は必ず点検が必要ですよね。それは、点検の方法はAIを使ってでも、何を使ってでもいいわけですけども、要するにその手順が抜けてると、あるいはおざなりになってるということなので、それは手順を見直してほしいというふうに私は思います。それはもう毎回、そういうふうに気を引き締めてって毎回言われるんですけど、何も変わってないという印象なんです。本当にそれは感じますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長（川副 剛 君）

8番議員が言われてるのは、気持ちの問題じゃなくて、要はダブルチェック、所管できっちり、一人の目で見るとじゃなくて、何人かの目でダブルチェックも含めて、トリプルチェックでもしていただいて、入念にチェックを、精査をしていただきたいと思いますので、執行部の皆さんには今後よろしくお願ひいたします。

では、議案の修正について、改めて住民福祉課長から説明をさせます。

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

申し訳ございません。

1ページ、議案第4号のかがみになります。「佐々町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のとおり改正する。」に訂正させていただきます。

それから、御指摘がありました4ページになります。第21条、乳児等通園支援事業の区分の第3項になります。利用定員の後の「子ども・子育て支援法第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。」の後に括弧が抜けておりましたので、こちらのほうを追

加して訂正させていただきます。申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

議 長（川副 剛 君）

修正内容は以上ですが、質疑から入ってよろしいでしょうか。

（「異議なし。」の声あり）

では、これから質疑を行います。質疑のあられる方。

8番。

8 番（永田 勝美 君）

大変実務的な内容ですが、改正前の第17条のところに、第6号に「乳児、幼児の区分ごとの」利用定員というふうにあるのが、改正後はその部分が削除されていますけれども、この理由というのはどういうことなんでしょうか。

議 長（川副 剛 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

今回の改正は、この乳児等通園支援事業が、これまで補助事業に該当してたんですけども、令和8年4月からは給付事業になるということで、国のほうで所要の改正が行われておるということで、今回の改正になっておるんですけども、乳児、幼児の区分ごとの利用定員というところなんですけども、こちらは定員のほう、利用者のほうがゼロ歳6か月から満3歳未満というところで定義してありますので、用語の改正ということで、今回こういうふうな改正を行っているというところです。

議 長（川副 剛 君）

8番。

8 番（永田 勝美 君）

そういうことかと思ったんですけども、乳児と幼児というのは、年齢区分でいうと3歳は幼児なんじゃないかなというふうに思ったんです。そのあたりはどうなんでしょうか。3歳未満児が対象ですよ。

議 長（川副 剛 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

ゼロ歳6か月から満3歳未満の方が今回対象とはなっております。これまでも対象者は同じ対象ではあったんですけども、今回、給付対象、保育とかほかのもの、ほかの給付対象と同じ扱いになりますので、こういった利用定員ということで整理がされてるものと理解しております。よろしくお願いいたします。

議 長（川副 剛 君）

8番。

8 番（永田 勝美 君）

確認ですけれども、それは、今、例えば保育士の配置基準等については、各年齢ごとに配置基準が定められてますよね。そういったものが改正されるということとは全く関係ないというふうに理解していいんでしょうか。要するに、例えば乳児と、ゼロ歳児と1歳児だと対応が全然違うと思うんですよね、定数についても。そういったことについては、ほとんど今回の改定では何も関係はないというふうに理解していいのか。

議 長（川副 剛 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

議員おっしゃるとおり、今回の改正は、そのものについては関連したものではないということと理解をしております。

議 長（川副 剛 君）

ほかに質疑のあられる方。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論を終わります。

これから採決を行います。議案第4号 佐々町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第5 議案第5号 佐々町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める
条例制定の件 —

議 長（川副 剛 君）

日程第5、議案第5号 佐々町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（濱野 互 君）

（議案第5号 朗読）

2ページ以降は、住民福祉課長をもって説明をさせます。

議長（川副 剛 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

資料の3ページをお願いいたします。

この条例の制定の趣旨でございます。特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）が公布されたことに伴い、条例制定をすることになります。

先ほどの議案第4号の条例は、乳児等通園支援事業の施設の認可基準条例で、事業実施施設の認可に当たり、衛生管理、設備及び職員配置等について定めるものでございますが、今回制定します本条例は、先ほどの認可条例で認可した乳児等通園支援事業者を、新たに創設する乳児等通園支援給付対象とするための確認や利用者の給付認定に関する運営の基準等について定めるものとなっております。

2番目の事業の概要ですけれども、保育所などに通っていない子ども、ゼロ歳6か月から満3歳未満に適切な遊びや生活の場を与えること。また、その保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談や子育ての情報の提供、助言等の援助を行う事業となっております。

利用者の認定なんですけれども、居住市町村による認定となっております。

それから、すみません、利用対象者が抜けておりました。ゼロ歳6か月から満3歳未満で保育所に通ってない子どもさんです。3歳の誕生日の前々日まで利用が可能となっております。

利用時間ですけれども、月一定時間までの利用可能枠の中で利用が可能となっておりますけれども、この月一定時間は、今、現在では10時間というふうに規定されております。

それから、利用料になります。利用料については、今300円ということで規定がされておまして、各保育園が直接徴収することになっております。

それから、利用方法です。保育園と保護者が直接契約することになりますけれども、事前に町に利用の認定申請をすることが必要になっております。その後に、認定された後に保育所へ利用申込みを行い、保育所と保護者、それから子どもさんが面談を行い、利用開始というふうになっております。

実施場所は、保育所、認定こども園、佐々町には、実施場所としては4か所ある予定となっております。

それでは、議案のほうをお願いいたします。

2ページをお願いいたします。

佐々町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例。

第1条、趣旨。この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

第2条、定義。この条例において使用する用語の意義は、法及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号。以下「基準省令」という。）において定めるところによる。

第3条、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準。特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、基準省令に定めるところによる。

第4条、委任。この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。こちらの規則につきましては、町と事業所との確認申請などの事務手続等について、詳細に規則に定めるものとなっております。

附則。この条例は、令和8年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（川副 剛 君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑のあらわれる方。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これから採決を行います。議案第5号 佐々町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第6 議案第6号 佐々町中小企業振興資金融資金損失補償条例廃止の件 —

議長（川副 剛 君）

日程第6、議案第6号 佐々町中小企業振興資金融資金損失補償条例廃止の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町長（濱野 互 君）

（議案第6号 朗読）

2ページ以降は、企画商工課長をもって説明をさせます。

議長（川副 剛 君）

企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

それでは、資料の3枚目をお願いいたします。

この制度は、事業者が長崎県信用保証協会の特別小口資金保証制度の融資を受け、その後、事業者が金融機関に返済できず、信用保証協会も事業者から回収できない損失の一部を、町が補填するものでございます。

廃止理由といたしましては、今まで本制度が利用されていない状況でございまして、現在は町の中小企業振興資金融資金制度がございまして、本条例につきましては廃止を行うものでございます。

資料の2枚目に戻っていただいでよろしいでしょうか。
佐々町中小企業振興資金融資金損失補償条例を廃止する条例。
佐々町中小企業振興資金融資金損失補償条例は、廃止する。
附則。この条例は、公布の日から施行する。
以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長（川副 剛 君）

説明が終わりました。
これから質疑を行います。質疑のあられる方。
8番。

8 番（永田 勝美 君）

質問なんですけども、廃止の理由で、本制度が利用されていない状況と、町と保証協会が契約を結ぶ必要があるが、契約をした記録がないということは、全く実績がないということなのか。そういうものを条例としてつくったということについて、どういうふうにご考えておられるんでしょうね、必要のないものをつくったという点では。ちょっと伺いたいと思います。

議 長（川副 剛 君）

企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

こちらの制度が昭和41年度にできてから、今まで使用した経緯は見られません。この制度をつくって、本来であれば保証協会とやり取りをしないといけないのですが、その経過も残っておりませんので、この制度は利用できてなかった。それで、町としては、融資制度を、改めて平成30年に融資制度をつくりましたので、こちらのほうを活用していきたいという考えでございます。
以上でございます。

議 長（川副 剛 君）

8番。

8 番（永田 勝美 君）

要するに、この保証制度よりさらに優れた制度が、使い勝手のよい制度がつくられたというふうに理解してよろしいんでしょうか。

議 長（川副 剛 君）

企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

議員のおっしゃられるとおりでございます。
以上でございます。

議 長（川副 剛 君）

ほか、質疑のあられる方。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これから採決を行います。議案第6号 佐々町中小企業振興資金金融資金損失補償条例廃止の件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第7 議案第7号 佐々町学校給食に関する条例制定の件 —

議 長（川副 剛 君）

日程第7、議案第7号 佐々町学校給食に関する条例制定の件を議題とします。
執行の説明を求めます。
町長。

町 長（濱野 互 君）

（議案第7号 朗読）

2ページ以降は、教育委員会のほうで説明をさせます。

議 長（川副 剛 君）

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

それでは、資料の8ページ以降をお願いいたします。

条例に関する資料をつけております。

9ページの事業の概要をお願いいたします。

学校給食費公会計化の内容です。給食費を町の歳入として管理を行い、食材費を町の歳出として支出を行います。実施時期、令和8年9月1日以降、2学期分からとなります。

次に、学校給食費無償化の内容です。国の小学校給食費無償化に伴い、小学生分を、また町が独自で行ってきた中学生分も含め、給食費を全額無償化で負担するというものでございます。この実施時期については、令和8年4月1日からということになります。ただし、実施方法のところをお願いいたします。1学期については、小中学校無償化事業補助金により学校私会計へ支出する。2学期、3学期、これは公会計となる2学期からになりますが、一般会計の小学校給食管理費の需用費、賄材料費により支出することとしております。

それでは、2ページのほうに戻っていただけますでしょうか。

本条例は、今回新たに制定をする提案ですが、全文の朗読は省略させていただき、概要説明をもって朗読に代えさせていただきます。

それでは、佐々町学校給食に関する条例です。

第1条の趣旨につきましては、佐々町が実施する学校給食に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条の定義です。用語の意義は、第1号から第5号のとおりでございます。

第3条、学校給食の実施。町は、町立学校において学校給食を実施するものとする。

第4条、学校給食費の徴収等。第2項にありますが、規則で定める額を、第3項をお願いいたします。規則で定める日までに学校給食費を納めなければならないというふうに、第4条ではしております。すみません。

それでは、第5条、学校給食費の無償化でございます。生活保護法の教育扶助を受けている保護者の分を除き、保護者が負担すべき学校給食費は徴収しないということで、無償化をここでうたっているところでございます。生活保護法の保護者については、保護費のほうから支払われることとなっております。

続きまして、第6条の学校給食費の減免です。こちらは、特別の理由があると認めるときには、学校給食費を減免することができるとしております。

第7条、規則への委任をここで明記しております。

附則。施行期日。この条例は、令和8年9月1日から施行する。ただし、第5条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

準備行為。この条例の施行に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

続きまして、参考に、規則のほうを4ページ、5ページ、6ページにつけております。

4ページのほうをお願いいたします。

第3条の給食費の申込みをお願いいたします。学校給食の提供を受ける前までに佐々町学校給食申込書を町長に提出しなければならないというふうにしております。

それから、第4条、基準給食回数ということで、193回を基準としております。それから、学年によって、この数字は前後する場合がございます。

次に、第5条、学校給食費の額というところで、1食当たりの額は、第1号ですが、296円、こちらは小学生分、その下の第2号、380円については、中学生分の1食当たりの額となります。どちらも物価高騰を見込んだ額としております。

第6条以下については、学校給食費の納付納期限、それから第7条で学校給食費の調整等をそれぞれ書いて、明記しておるところでございます。

説明のほうは以上となります。よろしくをお願いいたします。

議 長（川副 剛 君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑のあられる方。

1番。

1 番（須藤 敏規 君）

教育委員会の皆さんには、大変お疲れさまでした。四、五年かかって、やっとここまでたどり着いたと、感謝申し上げますけども。

要するに今、国で消費税の減税とか、5兆円を捻出しなくちゃいけないとか、そういうことで行われていますが、この給食費無償化が国の予算で計上してあるかどうか、私は知りませんが、ずっと読みよりましたら、給食費負担軽減交付金という仮の名前で、国が2分の1、県が2分の1ということを書いてありました。あとは補助金じゃなくて、基準財政需要額に算入するということがありましたので、幾ら入ってきたかはまだ、後ほど、実際に入ることにな

ってからしか分からないということでございます。

まず、条例についてお尋ねしていきますけども、学校給食費の額とか納付の方法が、この条文の中にないものですから、後ろのほうの参考に言われた施行規則のほうの案を読んでも、本来的にこの条項については、私としては条例の中に入れて、それから別に町長が定めるとして、施行規則の中に入れるのが普通じゃないかと、私自身は思っておりますけども、条例はそれぞれ変更して結構ですので、またいつか変更して、まだ走り出したばかりですので、通れば結構なんですけど、まず条例に入れるべきであったんじゃないかと私は思っておりますので、その辺の考え方を聞きます。学校給食の額です、学校給食費の納付の方法、これはやっぱり条文として条例の中に入れて、あとは規則の中で町長が定めるとしておったほうが、今、物価高騰なものですから、材料代がいろいろ変わるから、規則のほうで、執行の段階で規則はできますので、それはいいと思うんですけど、その考え方。

もう一つ、生活保護者関係以外の条文については、9月1日からの施行ということですが、その中で、賄材料費を支出するというような教育次長の答弁だったんですけども、この給食費の材料というのは、まず8月までは学校で徴収するという考えでいって、そこら辺がよく分からなかったものですから。全てが教育委員会のほうでやっていくのかなと私は思ったものですから、発注にせよ、賄材料のね。そこら辺はもう一度、8月まではどうなるのかです。1学期は賄材料で出すというお話だったものですから、役場がやるのか、どうするのかです。それが聞いておきたいと思っておりますので。

それから、今まではPTAのほうで、この給食会計についてはされていたと思うんですけども、それ各学校、消費税及び地方消費税を納めていたと、私は前の質問のときに言ったんですけども、その分が給食費会計から保護者のほう、このお金から一緒に出とったという認識を持つとるものですから、今回、公会計にした場合、公共団体については消費税及び地方消費税はかからないから、どの程度、令和6年度で消費税を納めたのか、その分が私は浮くんじゃないかと思ってるものですから、もし行政が公会計に入れても消費税を納めればかどうかです。納めんでいいと私は思ってるものですから、その分浮くんじゃないかと思ったりしますから、そこら辺のほうをちょっと聞いておきたいということです。

あとは、令和3年だったかな。学校給食の生徒か児童によって、摂取量ですね、各食物の繊維量が、基準が変わると思うんですけども、先ほど言われた児童については296円、生徒については380円とすれば、月当たり幾らになるかです。物価高騰を考えて、この単価を出したとおっしゃったものですから、小学校で幾らになるのか、中学校で幾らと想定しているのかです。そして、あとは年齢別です。児童の6年生までの、6歳、7歳、8歳、9歳、10歳、11歳と、生徒の12歳から14歳、摂取量が違うわけですよね。そういう摂取を心がけなさいって書いてあったものですから、そこら辺の摂取量を取るための単価は、小学生一律でいいのかどうかです。中学校でそれいいのかどうか。これは、学校のほうの調理の部会か何かで検討なさると思うんですけども、そういう規則とか要綱は、今後つくられるのかどうかです、実際になった場合。今までもあったのかどうか、そこら辺ちょっと聞いておきたいなと思っておりますので。

1問目でいろいろ言いましたけど、お尋ねします。

議 長（川副 剛 君）

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

それでは、まず条例に入れるべきではということであったと思います。私ども、先進自治体等の条例、それから規則等を大分研究をしましてまいりました。その中で、こういった形を取らせていただき、条例の中では規則でうたうというふうに整理をさせていただいたところござい

ます。議員からもありましたように、給食費の額については、物価変動、最近の物価高騰もございいますので、そういったところも踏まえて、このようにさせていただいた経緯でございます。

次に、8月までの給食と9月からの給食の経費でございますけれど、まず8月まで、1学期中については、学校給食の私会計のほうで行います。ですので、無償化にはなりますが、給食費は学校の私会計で収入して、それから、賄材料費については、学校の私会計のほうから1学期中は支払っていくと。その財源については、町の補助金で賄っていくという形になります。それから、公会計については9月から実施をするということですので、9月から町のほうで実施をしていくというような整理にしております。

それから次に、消費税のことがあったと思います。議員がおっしゃるとおり、町の一般会計で公会計化をしていけば、消費税はかからないということになってございます。

月当たり幾らか——しばらくお時間いただけますでしょうか。すみません。

議 長（川副 剛 君）

暫時休憩します。

（14時05分 休憩）

（14時20分 再開）

議 長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

1番議員の質疑の途中でしたので、引き続き執行の説明を求めます。

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

時間を取っていただき、ありがとうございます。

まず、消費税の分になります。一つの学校の分になりますが、額として、令和6年度、6万7,600円を支払いしておるところでございます。

それから、栄養の摂取基準につきましてですけど、議員がおっしゃるとおり、低学年・中学年・高学年、中学生それぞれ摂取エネルギーの基準がございいます。それは、学校給食実施基準のほうに載っておるところでございます。それで、この摂取基準が違っていると、そこでエネルギーの摂取量も違っていると、そういったところで金額が、小学生なら小学生一律でよいのかということでございますが、こちらについては、単価は、小学校は小学校で統一をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

それから、1食当たりの給食単価についてはお示しをさせていただいておりますが、月額当たりどれぐらいかということでもございました。小学生については5,200円。これは、国基準と同額でございます。それから、中学校については6,600円。これが月の基準となります。

それから、飛び飛びになって申し訳ございません。栄養の摂取基準。これを、改正要綱等をつくっていく予定があるのかということでもございましたが、こちらについては国の摂取基準がございいますので、そちらの基準のほうを参考にさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議 長（川副 剛 君）

1番。

1 番（須藤 敏規 君）

そしたら、一つの学校ということですので、あと二つの学校がどのくらいあったかは、また当初予算のほうでお尋ねしていきますけども。あと、小学校の月あたりは今、5,200円の交付金の範囲ということでございますけど、中学校も同じかどうかは分かりませんが、この件についても予算の中でまたお尋ねしていきますので、結構です。

それから、ちょっと实际的に条例はそうないんですけど、要するにどのように実施していくかが問題になりますので、6ページの規則のほう、例えばいろんな申請書の様式があるんですけど、第10条の第3項に減免の申出を申請した方については、その旨通知するってあったんですけど、上が、形が様式第1号、第2号ってあれば、第3号までの、第4号の決定通知書の承認か不承認かの様式も、ここに入れるべきじゃないかなと思って。全部が承認するとは限らんもんですけんね。アレルギーとかいろんな事情によって、減免とかなさる申請書が出てくるだろうと思うんですけど、規則ですので、執行サイドでできると思うので、できれば通知書の様式を第4号ぐらいに作ったらいかがかなという意見ですので、そのように申し上げておきます。

あとは、回答はいりませんので結構です、これで。

議 長（川副 剛 君）

ほか、質疑のあられる方。

8番。

8 番（永田 勝美 君）

1点ですけれども、条例の第2条に定義がありまして、学校給食費負担者というのがあります。これは、一般にはちょっと違和感を感じるというか、学校給食費負担者というのはどういう資格というか、非常に曖昧な感じがするんですけども、学校給食費負担者という概念がちょっとよく分からないので、少し説明をしていただきたいと思います。

議 長（川副 剛 君）

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

今の御質問でございます。学校給食費負担者につきましてでございます。学校給食費を負担する方ですので、学校給食費を支払う方ということで、ここは整理をさせていただいております。ですので、無償化とは言いつつも、児童または生徒の保護者は負担をすべき方、それからその他学校給食を受ける者ということで、学校の先生方であったり、臨時的においでになって給食を食べられる方も含めて、こちらのところに整理をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

議 長（川副 剛 君）

8番。

8 番（永田 勝美 君）

いや、文章にはそういうふう書いてあるんですけど、学校給食を受ける者って書いてあるんですけど、概念がよく分からないというのは、要するに、それで、そのことが学校給食費負担者は給食費を納めなくてはならないということと、それから規則のほうには学校給食の申込みとかがあっていうのもあって、申込書を提出しなければならないというふうになってますでしょ

う。

だから、この学校給食費負担者ということをあえて、そういうふうに作るものがなぜ必要なのか。要するに、考え方をちょっと問いたいというか、なぜその学校給食費負担者という概念がいるのかと。学校給食費を負担する者というふうにいえば、それは町長ということに、その条例上は、結果的には町長ということになる。町長というか、佐々町ということになるのかなというふうに思いますし、考え方として、本来保護者が負担すべきものということであれば、保護者の負担を町が肩代わっているのだということを、殊さらに強調しなくてはならないのかというふうな、そういう感じもするし。

だから、その学校給食費負担者という概念が、どういう作りになっているのかというのがちょっとよく分からないなという感じがするんですけども、もしお分かりになれば。

議 長（川副 剛 君）

教育長。

教 育 長（富野 毅 君）

この条例制定に当たりましては、先ほども教育次長のほうが申し上げたとおり、先進事例をいろいろ研究をいたしまして、条例の策定をしたところですが。そういった先進的なところが、学校給食費負担者という表現をされておりました。私自身もまず最初、ちょっとクエスチョンがついて、どういうことやろうという話をしたときに、大枠では、学校の先生方という認識がほとんどだという認識です。学校給食費を実際に供する方ということは、学校の児童生徒、それから学校の先生、また給食の試食会とかでPTAの方が来られたり、私ども教育委員会が学校訪問するときに給食を食べたり、そういったときには給食費を支払わなければならないので、その給食費を支払う人間総枠を負担者という認識をしているということ整理をしてあるようです。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

8番。

8 番（永田 勝美 君）

改めて確認ですが、要するに主な、この概念でいう対象者というのは、児童生徒ということではなくて、イレギュラーっていうわけじゃないんでしょうけど、学校の先生方が子どもたちと一緒に食事をされたりしますよね。それは、そういうこともあるので、そういう先生方も負担をしてくださいということをいっているのか、要するに。というふうに理解すればいいということですね。分かりました。

議 長（川副 剛 君）

ほか、質疑のあられる方。

（「なし。」の声あり）

これで、質疑は終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これから採決を行います。議案第7号 佐々町学校給食に関する条例制定の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第8 議案第8号 附属機関の設置に関する条例の一部改正の件 —

議 長（川副 剛 君）

日程第8、議案第8号 附属機関の設置に関する条例の一部改正の件を議題とします。
執行の説明を求めます。
町長。

町 長（濱野 互 君）

町長。

（議案第8号 朗読）

2ページ以降は、教育次長をもって説明をさせます。

議 長（川副 剛 君）

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

教育次長。それでは、資料の8ページをお願いいたします。参考資料を付けさせてもらっております。

本条例改正におきまして、追加させていただきたい審議会の教育振興計画、それについてまず御説明をさせていただきたいと思っております。

黒丸でございます「第4期佐々町教育振興基本計画」についてでございます。この計画の位置づけとしましては、教育基本法第17条第2項に基づく計画でございます。国の第4期教育振興基本計画との整合と、それから第7次佐々町総合計画後期実行計画との連動をさせていくということでございまして、下の4の基本方針というのがございまして、これが総合計画後期実行計画の戦略目標から持ってきておりまして、内容については1番から6番のとおりでございます。

この第4期の計画の期間については、令和9年度から令和13年度の5か年ということになります。

それでは、5ページのほうをよろしくをお願いいたします。佐々町教育振興基本計画審議会設置要綱案というのを添付させてもらっております。

設置の目的ということで、第1条をお願いいたします。教育振興基本計画の策定にあたり、幅広く町民等の意見を聴取し、反映させるため、審議회를置くというものでございます。

第2条の所掌事項ですが、こちらについては、佐々町教育振興基本計画の、本計画の策定に関することというのを第1の一義として、この所掌事務に載せているところでございます。

それから、第3条の組織をお願いいたします。審議会は10人以内をもって組織するというところで、内訳については（1）から（4）のとおりでございますが、想定ということで右の四角

枠のほうに載せておるところでございます。ただ、こちらについては、前回の産業建設文教委員会でも御意見をいただいております。附属機関等の委員の選出については、同じ顔ぶれとにならないようにというような意見もございました。例えば、この枠内にあります社会教育委員長となりますが、社会教育委員会の中から1名推薦をいただく等、工夫を今後ちょっとしていきたいというふうには思っておるところでございます。

第4条以下については、省略をさせていただきます。

それでは、資料の2ページのほうをお願いいたします。

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例。

附属機関の設置に関する条例（昭和51年佐々町条例第6号）の一部を次のように改正する。

表、様式及び別表の改正、削除または追加。

次の表の改正前の欄の表中太枠で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正前表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太枠で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

それでは、3ページをお願いいたします。3ページから4ページにかけてになります。

第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭佐々町実行委員会、こちらは3月をもって本実行委員会に関する事務が全て終了予定となっておりますので、削除をさせていただくものです。

次の4ページをお願いいたします。4ページの中段、改正後表中でございます。

佐々町教育振興基本計画審議会、こちらが先ほど御説明をしたものでございます。教育振興基本計画の策定に関する調査審議等に関する事務というのを、追加させていただきたいというものでございます。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長（川副 剛 君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑のあられる方。

1番。

1 番（須藤 敏規 君）

第4期の教育振興計画ということでございますが、令和9年から令和13年度までということで、総合計画の後期計画と合わせたあれを作りたいということでございますが、産業建設文教委員会の会議録を読ませていただきました。審査委員会10名のうち、新年度予算は6名分が確保してあるんですけども、4名が行政機関から選ぶという教育長さんのお考えなんですか。確認だけですけど。

議 長（川副 剛 君）

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

議員のおっしゃるとおりでございます。

議 長（川副 剛 君）

よろしいですか。
ほか、質疑ございませんか。
8番。

8 番（永田 勝美 君）

設置の期間ですけれども、時期は、この計画期間の令和9年から令和13年度というふうになっておりますが、新年度から、令和8年度から令和13年度までというふうに理解すればいいんでしょうか。

議 長（川副 剛 君）

教育長。

教 育 長（富野 毅 君）

教育振興基本計画の審議会につきましては、令和8年度中に実施をいたします。ただ、これについては総合計画と同様で、5年おきに、または何年おきになるか分かりませんが、今後も継続して4期、5期、6期という形で、教育振興基本計画は改正をしていく形になるかと思っておりますので、まずは審議委員の任期については1年間ということで、その後、また附属機関そのものは継続してさせていただくということでお願いできればと思っております。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

8番。

8 番（永田 勝美 君）

了解です。

議 長（川副 剛 君）

よろしいですか。
ほか、質疑のあらわれる方。

（「なし。」の声あり）

これで、質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これから採決を行います。議案第8号 附属機関の設置に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第9 議案第9号 佐々町辺地総合整備計画策定の件 —

議 長（川副 剛 君）

日程第9、議案第9号 佐々町辺地総合整備計画策定の件を議題とします。
執行の説明を求めます。
町長。

町 長（濱野 互 君）

町長。

（議案第9号 朗読）

2ページ以降は、税財政課長をもって説明をさせます。

議 長（川副 剛 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

それでは、2ページをお願いいたします。2ページに、総合整備計画書ということで掲載しております。

まず、場所につきましては、表題のとおり、大茂・江里辺地という名称になっておりまして、辺地の人口につきましては81人ということで、これは計画を定める年度の4月1日現在の住民基本台帳人口となっております。面積については、4.5平方キロメートルとなっております。

まず、一つ目の辺地の概況として、佐々町大茂免及び江里免の全域となっております。この中心の位置につきましては、江里免の230番地1となっております。

辺地度点数につきましては、後ほど表のほうで説明をいたしますけれども、103点ということになっております。

それから、二つ目として、公共的施設の整備を必要とする事情というところで、本地区につきましては、この役場の庁舎から約5キロメートルの町の北西部に位置しており、米、肉用牛等の生産を主体とする山間部の農村地域であり、大茂町内会と江里町内会により構成されております。本町は、各町内会に地域住民の協調と融和を図り、社会的・文化的向上を目的とする活動及び集会の用に供するために、町内会集会所を設置しております。住民間のコミュニケーションや住民自治活動の活性化を図る上で、必要不可欠な施設となっております。

江里町内会集会所につきましては、平成19年度の建築から17年が経過しておりまして、大茂町内会集会所については、平成14年度の建築から22年が経過しておるところでございます。屋根・外壁等の老朽化が進んでいるため、長寿命化対策として改修工事を行うものでございます。

三つ目に、公共的施設の整備計画ということで、令和7年度から令和11年度までの5年間ということで、これは原則5年の計画ということになっております。下の表に示しておりますとおり、江里町内会集会所、大茂町内会集会所の事業費としては、2か所合わせて741万5,000円を見込んでおります。

財源内訳として、特定財源とありますけれども、これは町内会の地元負担金となっております。それから、一般財源のうちの辺地対策事業債の予定額ということで、2か所合わせまして620万円ということになっております。この辺地対策事業債というのが、充当率が100%、交付税措置が80%と非常に有利な起債となっておりますので、今回、この整備計画書を策定いたしまして、この起債を充当したいというふうに考えております。充当率は基本100%でございます

けれども、この江里町内会集会所の一般財源417万5,000円に対して360万円となっておりますけれども、これは、令和7年度が国の予算の都合によりまして満額配分されていないため、こういうふうな差額が生まれているというところでございます。

3ページをお願いいたします。

3ページに大茂・江里辺地並びに佐々町全図を示しておりますけれども、江里免の中心に記しております。この中心というのが、大茂と江里の地域で、固定資産台帳に登録された宅地の3.3平方メートル当たりの価格が最高の価格である地点、これが辺地の中心ということになっておりますので、ここの江里免のところが中心地ということになっております。

続いて、4ページをお願いいたします。

これは、辺地度点数算定表ということになっておりまして、左側の区分、これは書式で定められております、辺地の中心からバス停留所までの距離ということで、バス停留所が、佐々松瀬バス停留所までが距離が2.12キロメートルということになっております。それに、単位距離0.2とありますけれども、これは法律の施行規則で規定されております単位距離が0.2となっております、それを除した値が切り上げて点数と、11点というふうな計算になるものでございます。

それぞれ区分ごとに小学校、中学校、高等学校、医療機関、郵便局、役場、近傍の市役所等ということでの、それぞれ点数を計算をしたものでございます。例えば、小学校のところで行きますと、AとBということにありますけれども、Aについては公共交通機関がない区間と、Bについては公共交通機関がある区間という距離になっております。この左側全部の合計で78点ということになっております。

今度、右側の表を見ていただきまして、中段辺りに、半島振興対策実施地域市町村の状況ということで、こちらは北松浦地域が半島になっておりますので、本町がこの半島地域の一つになっております。そこで25点の加算がされまして、合わせて、一番右下のほうにあります103点ということで、この100点以上というふうなことになっております。

5ページ以降につきましては、参考資料ということで添付をさせていただいております。

5ページについては5年間の年次計画ということで、江里町内会集会所については令和7年度で実施設計、令和8年度で改修工事、大茂町内会については令和10年度で設計、令和11年度で改修工事という予定になっております。

6ページ、7ページにつきましては、集会所の位置図ということで、それぞれ添付をさせていただいております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議 長（川副 剛 君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑のあられる方。

1番。

1 番（須藤 敏規 君）

所管委員会で調査がしたわけで申し訳ないんですけど、起債関係の関係で税財政課が担当なさっているんですが、実務上としては建設課が今後の建設、発注工事とか、あれはしていかれるようになるのでしょうか。確認です。

議 長（川副 剛 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

町内会の集会所の所管につきましては、総務課ということになっております。
以上でございます。

議 長（川副 剛 君）

よろしいですね。
ほか、質疑ございますでしょうか。

（「なし。」の声あり）

これで、質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これから採決を行います。議案第9号 佐々町辺地総合整備計画策定の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第10 議案第10号 道路認定に関する件（町道スタンドシティ浜迎線） —

議 長（川副 剛 君）

日程第10、議案第10号 道路認定に関する件（町道スタンドシティ浜迎線）を議題とします。
執行の説明を求めます。
町長。

町 長（濱野 互 君）

町長。

（議案第10号 朗読）

下記からの説明は、建設課長をもって説明をさせます。

議 長（川副 剛 君）

建設課長。

建設課長（上野 靖一郎 君）

それでは、資料2、2ページ目をお願いいたします。
種別は、その他町道。路線番号、541。路線名、スタンドシティ浜迎線。起点、佐々町小浦免字宮ノ前。終点も、同じく佐々町小浦免字宮ノ前です。
当該地区内の路線でありますので、重要な経過地はございません。
提案理由といたしまして、都市計画法第40条第2項の規定に基づき、開発行為に係る造成地

内道路につきましては町に帰属するため、認定をお願いするものでございます。

3ページをお願いいたします。こちらにつきまして、道路の位置等について御説明をしたいと思っておりますので、御覧いただきたいと思っております。

場所は、国道204号から末永団地に入り、旧雇用促進住宅付近から左折し、第二保育所方面に向かう町道小浦線沿いの左側になります。当該路線の町道スタンドシティ浜迎線につきましては、図面左側の、既存道路の町道小浦線に接続する形で施工されております。延長が283.8メートル、幅員が6メートルとなっております。小浦免676番地1ほか27筆におきまして、民間事業者による33宅地の宅地造成に伴う開発行為が、令和6年1月末から実施されておりました。

このたび、開発行為に関する工事及び各種検査が完了し、今後完了検査を行う見込みとの報告を受けましたので、都市計画法第39条に伴い、開発行為により新設された開発道路につきまして、町が管理を行っていくこととなりますので、今回町道認定を行うものです。なお、都市計画法の開発行為に係る団地内の道路については、町に帰属することが条件となっております。

道路の構造等は、関係法令の基準を満たしている道路となっております。

説明は、以上です。よろしくお願ひいたします。

議 長（川副 剛 君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑のあられる方。

8番。

8 番（永田 勝美 君）

場所の確認なんですが、これは第二保育所の入り口のところから少し下ったところの、右側の宅地ですかね。ちょっと確認をしておきたいと思っております。

議 長（川副 剛 君）

建設課長。

建設課長（上野 靖一郎 君）

議員がおっしゃるとおりでございます。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

ほか、ございますか。

1番。

1 番（須藤 敏規 君）

2月3日の産業建設文教委員会の会議録を読みまして、説明を受けたときは、都市計画法第39条に伴って開発行為の道路は町が管理を行っていくって説明があったものですが、ここでは第40条の第2項って書いてあるんですけど、どうだったのかなど。会議録に書いてあったものですから。

それから、この541号というのは、その他の道路は541本あるということなんですかね、これを認定すれば。

あとは、町道スタンドシティ浜迎線、括弧して仮称というのは委員会調査であったんですが、この浜迎線というのは都市計画審議会か何かで決められたんですか、担当課長が決めてこられたのか、そこら辺ちょっと伺っておきたいと思っております。

あとは、舗装厚は何センチぐらいなのかなと思って。ほとんど老朽した場合、その他の道路関係は予算がないということで、ほとんどしてないような私は感じがするものですから、厚さは何センチぐらいかなと思って。

それから、各種検査が行われた辺り、関係法令に適しているとおっしゃったんですけども、幅員幅とかそういう検査はされたのかどうか。境界の確認などはなさってきたのか。引き受けるって、開発行為をするときに協議なされたもんか。経過と、この町に帰属する物件の確認はどうなされたのか。そこら辺の筋立てをちょっと聞いておきたいと思います。

あとは、そこら辺です。お願いします。

議 長（川副 剛 君）

建設課長。

建設課長（上野 靖一郎 君）

まず、第1問目の都市計画法の条文の規定でございますけれども、こちら第40条の2っていうのが、土地の帰属によるものを指定してございまして、公共用に供する土地については完了後、町に帰属するものということで、道路の下地の土地について規定をしているものでございます。第39条の規定は道路の帰属ということで、施設の帰属、道路の施設の帰属という意味でございまして。

路線番号につきましては、541番目の路線ということで、全体で541本目の道路ということとなっております。

あと、スタンドシティ浜迎線の名称の決め方ということでございますけれども、こちらが、なぜこの名称にしたのかといいますと、開発行為に帰属を受けた町道であることが後々分かるようにこの名称にしたということでございます。あと、路線の名称決定については課内で協議しまして、その後町長協議も行いまして、この名称に決定したところでございます。

続きまして、舗装厚については5センチということで確認をしております。

あと、施設の諸要件の、要件が適合しているのかということでございますが、まず事前協議、都市計画法第32条に基づき、開発行為を申請しようとする者は、あらかじめ、公共施設を管理する者やその他政令で定める者と協議しなければならないとされております。こちらにつきましては、開発を申請する前に、事前に管理者、町と協議を行いまして、取決めを行いまして、その後、協議が済んで開発行為の申請許可が下りたものでございます。分筆等につきましても、その都度、中間検査等で確認をしながら、事業者と重ねて進めてございますので、その点については問題ないかと思っております。

あと、帰属を受ける公共施設につきましては、新設道路・公園・調整池・水道施設・防火水槽ということとなっております。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

休憩取りますか。いいですか。

副町長。

副 町 長（濱田 能久 君）

すみません。ちょっと補足をさせていただきます。

舗装厚というのは、路盤と表層と合わせて舗装厚になっていますので、路盤が15センチで、表層が、舗装の部分が5センチということでございます。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

休憩取りましょうか。暫時休憩します。

（14時59分 休憩）

（15時00分 再開）

議 長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

建設課長（上野 靖一郎 君）

先ほど、路線番号の541番という番号について、541番目とちょっと説明したところですが、私が誤っておりました。申し訳ございません。

全体で340路線ありまして、1級が12本、2級が6本、その他が町道が322本ということで確認をしております。申し訳ございません。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

1番議員、よろしいです。

1番。

1 番（須藤 敏規 君）

所管事務調査の第39条、施設のことっておっしゃったですね。施設っていうのは何ですかね。第39条と第40条の関係ですね。

あと、中間検査をなさったということですけど、例えば、土地がそれぞれ、今度33区画あるとすれば、販売されるから分筆してあるんですよね。道路の分が、今開発業者の名義であるから、もし検査などが終われば佐々町に業者がするの、佐々町がしなくちゃいかんのか、ちょっとお尋ねしておきます。

完了がいつ頃になるのかなと思って。きょう通ればもう道路認定になるから、財産調書に計上しなくちゃならないことになりますから。議会のこの通った日か、登記した日かということになるものですから。そこら辺の、ちょっと確認をさせてください。

議 長（川副 剛 君）

暫時休憩します。

（15時02分 休憩）

（15時07分 再開）

議 長（川副 剛 君）

では、休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

建設課長（上野 靖一郎 君）

すみません、先ほど失礼いたしました。

まず、ちょっと舗装厚の訂正をさせていただきます。舗装構成については、まず上から順番

にいきますと、アスファルト舗装が5センチ、上層路盤が10センチ、下層路盤が15センチ、合計で30センチとなっております。これ訂正させていただきます。

先ほど、都市計画法の第39条ですけれども、帰属を受ける公共用地としましては、道路・公園・調整池・水道施設・防火水槽ということとなっております。

今後のスケジュールにつきましては、1月27日に町の検査が終わりまして、2月13日に県の完了検査が終わっております。その後、3月9日の週に県の完了公告が予定されておまして、その完了公告を受けた翌日に、町に帰属するという事となっております。

一応、土地については、道路は町ということで、町に帰属するという形です。

以上です。（副町長「名義変更については。」）

すみません、名義変更につきましては、その完了検査、公告で町が帰属を受けた後、所有権移転の登記の手続を行う見込みとなっております。

以上です。（私語あり）

議 長（川副 剛 君）

まとめてもらってよかですかね。

暫時休憩します。

（15時09分 休憩）

（15時10分 再開）

議 長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

建設課長（上野 靖一郎 君）

登記費用については、帰属する事業者のほうが行うこととなっております。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

何か頼りない回答だったもので、ちょっと心配しとっとですけど。3月9日の週に完了検査が行われれば、今年度で登記できるのかどうか見よっとですたいね。できんなら翌年度になるけん。そこら辺で、財産調書にも記載せんばけん、入れんばけん、ちょっと心配しているもんですけんね。決算に関わるもんですけんね。もし今年度中にできれば、3月中にしてもらえば、処理できると思うもんですから。

これは意見ですので、結構です。お願いします。

議 長（川副 剛 君）

ほか、質疑のあらわれる方。

（「なし。」の声あり）

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これから採決を行います。議案第10号 道路認定に関する件（町道スタンドシティ浜迎線）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

お疲れさまでした。

（15時12分 散会）